

龜山天皇

求言詔續文永十四年四月記

我朝之言聖代者莫不謂延喜之治稱天曆之事然猶屈明問化  
焦思於淳素之風虛心求規側耳於守文之日朕以不敏謬受洪  
緒德義疎兮十四年唯任萬機於諮詢信默過兮一兩日怒親二  
柄於眇末譬猶欲涉淵水未知所濟爰彗容春見示奇合之徵坤  
儀夏震催厚德之應是朕政之有闕歟若民心之未嘽歟況頃者  
陰陽失節水旱不時雖有帑臧之名更無貢賦之實庶官常乏榮  
辱之時聚唇議之莫謂疲弊之國勦力救之古不曰乎天時不如  
地利地利不如人和宜令公卿大夫重官外國五位已上職居官  
長秀才明經課試及第名於爲儒士各上封事極諫得失凡號令

之不便於時言而無諱政化之有益於國犯而莫隱庶得忠謨以  
匡政術主者施行。



後伏見天皇

贈僧叡尊菩薩號勅 諸寺文書纂一  
東大寺要錄四十七

叡尊一西大  
寺に住す本  
邦律學中興  
の名僧

傳燈大法師位叡尊。一天四海之大導師。濁世末代之生身佛也。以濟度衆生爲己任。以大悲闡提爲我願。仍王侯卿士之歸智行也。皆約現當之值遇。勇猛精進之住堅固也。誠續佛法之壽命。是以九十年之化機暗殫。四八相之妙果遂熟。思其德。更匪直人。方今贈寵輝。宜加崇飾。故號興正菩薩。

花園天皇

下大德寺勅 諸寺文書纂一

大德禪寺者。特稟曹溪之正脈。專煽少林之遺風。寔斯蒙林之規範者歟。宜比禪苑於却石。傳法席於龍華。一流相承。它門勿住。豈是縱入我之情乎。宗派別涇渭之故也。垂嚴誠於將來。勿敢違失矣。



後醍醐天皇

改錢詔 建武元年三月記

居聖人之大寶。理究變。通天地之洪規。事沿革。察時制。法事抱一途。國家有錢。其來尚矣。周武闢基。九府之圖。法肇興。漢文隆業。四銖之形。製更彰。金鐵之品。龜龍之類。象物雖區。同歸節用。本朝垂範。上世以來。屢改官文。載傳簡牘。所謂自天平寶字。至于天德。十有餘度。綿歷最詳。降及近古。求之。外聞擅敷。俗間官法如忌。頗違彝典。復枉令。今以新化。爲除舊弊。始造官錢。須頒天下。濟世便民。孰謂不爾。仍文曰。乾坤通寶。銅楮竝用。交易莫滯。仁義所原。定樂厥成。告以宸衷。若變天理。主者施行。

後花園天皇

上道欽親王太上尊號詔 康文安四年十一月記

朕以寡德。承嘉符。負鳳辰。正鳥紀。軒丘之就日。未照蒼生之心。皇家之聖風。蓋育華夷之俗。抑貴親者禮。昵族者仁。因茲爲闕。朝章於奕代。忽獻峻號於射山。洞戶迎春。根荻益馥。汾陽疊浪。金石列聲。是則治世之大猷。達道之厚化。粗雖無舊典之準的。今特加新制之崇儀。宜上尊號。爲太上天皇。普告遐邇。俾知朕意。主者施行。



孝明天皇

改元安政詔寢安政元年十一月筆

蓋聞皇猷得宜。而寰宇乂安。則天地表祥瑞之應。庶政不明。而民人疾苦。則陰陽示災眚之變。嗚呼可不慎哉。朕叨以眇々之躬。恭託々之上。自纘鴻業。八閱寒暑。夙夜祗畏。匪遑底寧。然誠不感物。化不覃遠。元氣鬱塞。祝融爲祟。宮闕蕩然。殃逮閭閻。洋夷出沒。腥羶薰騰。邊海不靖。勤勞士夫。加之。六月以來。坤德逆常。近畿地震。餘動及京。于今未息。詳念咎徵在予一人。思俾導大和。式弭消衆變。宜易冠元之名。普施宥過之澤。其改嘉永七年爲安政元年。大赦天下。今日味爽以前。大辟以下。罪無輪重。已發覺未發覺。已結正未結正。咸皆赦除。但犯八虐。故殺謀殺。私鑄錢。強竊二盜。常赦

所不原者。不在此限。又復天下今年半徭。老人及僧尼。年百歲以上。給穀四斛。九十以上三斛。八十以上二斛。七十以上一斛。庶幾自今與物一新。上答天譴。下協人望。六府維修。萬方無虞。布告天下。令知朕意。主者施行。

諮詢三策于群臣詔寢安政元年五月筆

朕惟方今時勢。夷戎恣猖獗。幕吏失措置。天下騷然。萬民欲墜塗炭。朕深憂之。仰耻祖宗。俯愧蒼生。而幕吏奏曰。近來國民不協和。是以不能舉膺懲之師。願降嫁皇妹於大樹。則公武一和。而天下戮力。以掃攘夷戎。故許其所請焉。幕吏連署曰。十年內。必攘夷戎。朕甚喜之。抽誠祈神。以待其成功。昨臘和宮入關東也。使于種少將。岩倉少將。諭天下大赦之事。且告曰。國政仍舊。大概委於關東。至如外夷之事。則我國一大重事也。係其國體者。咸問朕而後定。



議或使二三外藩臣預聞夷戎之處置幕吏對曰宸意事甚重大雖遽奉行請暫猶豫既而頃日列藩有獻謀議者如薩長二藩殊親來奏事且山陽南海西國之忠士既蜂起密奏云幕吏奸徒日多正議委地而蔑王家陸夷戎物貨濫出國用乏耗萬民困弊之極殆至招外夷之窺竄冀舉旌旗奉鸞輿於函嶺誅幕府之姦吏或曰為太平浸潤游惰之弊誅京師之姦徒又曰不顧幕府下攘夷之令於五畿七道之諸藩如其衆議畢雖出忠誠憂國之至情事甚激烈使喻薩長之輩鎮撫其他召幕老吏久世大和守往復歷日未告唯諾而先行昨臘所喻之大赦夫大樹猶弱何失之有但幕吏因循偷安撫馭失術如是則國家傾覆可立而待也朕日憂懼焉所謂偷一日之安忘百年之患聖賢之遺訓可鑑矣當內修文明外備武衛斷然建攘夷之功於是斟酌衆議執守中道欲德川氏興祖先之功業張天下之綱紀因策三事

其一曰欲令大樹率大小名上洛議治國家攘夷戎上慰祖神之震怒下從義臣之歸嚮啓萬民和育之基比天下於泰山之安其二曰仍豐太閤之故典使沿海之大藩五國稱五大老為咨決國政防禦夷戎之所置則環海之武備堅固確然必有掃攘夷戎之功

其三曰令一橋刑部卿援大樹越前前中將任大老職輔佐幕府內外之政當不受左衽之辱此萬人之望恐不違朕意決于此三事是故下使於關東蓋欲使幕府選三事之一以行也是以周詢群臣無忌憚各啓沃心丹宜奏讜言

一橋刑部卿  
德川慶喜  
越前前中將  
松平春嶽



明治天皇

御即位宣命 慶應四年八月二十七日

現神止 大八洲國所知須

天皇我 詔旨 良 萬 宣布 勅命 乎 親王諸臣百官人等 天下公民

衆聞食止 宣布 掛畏 伎 平安宮 爾 御 守須 倭根子 天皇 我

宣 布 此 天日嗣高座 乃 業 乎 掛畏 伎 近江 乃 大津 乃 宮 爾 御

宇 志

天皇乃 初賜 比 定賜 倍 留 法隨 爾 仕奉 止 仰賜 比 授賜 比 恐美 受賜



留<sup>レ</sup>御<sup>ノ</sup>代<sup>々々</sup>々<sup>々</sup>乃<sup>ハ</sup>御<sup>ノ</sup>定<sup>有</sup>可<sup>ガ</sup>上<sup>ニ</sup>爾<sup>方</sup>今<sup>マ</sup>天<sup>ノ</sup>下<sup>ヲ</sup>乃<sup>ハ</sup>大<sup>ホ</sup>政<sup>ト</sup>古<sup>ク</sup>爾<sup>ノ</sup>復<sup>カ</sup>志<sup>シ</sup>賜<sup>タ</sup>

比<sup>ビ</sup>櫃<sup>カ</sup>原<sup>ハラ</sup>乃<sup>ハ</sup>宮<sup>ノ</sup>爾<sup>ニ</sup>御<sup>ノ</sup>字<sup>シ</sup>志<sup>シ</sup>

豆<sup>テ</sup>比<sup>ビ</sup>櫃<sup>カ</sup>原<sup>ハラ</sup>乃<sup>ハ</sup>宮<sup>ノ</sup>爾<sup>ニ</sup>御<sup>ノ</sup>字<sup>シ</sup>志<sup>シ</sup>

天<sup>ノ</sup>皇<sup>ミコト</sup>御<sup>ノ</sup>創<sup>メ</sup>業<sup>ヲ</sup>乃<sup>ハ</sup>古<sup>ク</sup>爾<sup>ノ</sup>基<sup>キ</sup>伎<sup>キ</sup>大<sup>ホ</sup>御<sup>ノ</sup>世<sup>ヨ</sup>衰<sup>フ</sup>彌<sup>イ</sup>益<sup>マス</sup>々<sup>々</sup>爾<sup>ノ</sup>吉<sup>ヨ</sup>伎<sup>キ</sup>御<sup>ノ</sup>代<sup>ヨ</sup>

止<sup>ト</sup>固<sup>カ</sup>成<sup>ナ</sup>賜<sup>タ</sup>波<sup>ハ</sup>其<sup>ソノ</sup>大<sup>ホ</sup>御<sup>ノ</sup>位<sup>ニ</sup>爾<sup>ノ</sup>即<sup>ツ</sup>世<sup>セ</sup>賜<sup>タ</sup>比<sup>ビ</sup>進<sup>ス</sup>毛<sup>モ</sup>不<sup>ラ</sup>知<sup>ラ</sup>爾<sup>ニ</sup>退<sup>ク</sup>毛<sup>モ</sup>不<sup>ラ</sup>知<sup>ラ</sup>爾<sup>ニ</sup>恐<sup>コ</sup>

美<sup>ミ</sup>坐<sup>マ</sup>止<sup>ト</sup>佐<sup>サ</sup>久<sup>ク</sup>宣<sup>フ</sup>布<sup>フ</sup>大<sup>ホ</sup>命<sup>ミコト</sup>乎<sup>ヲ</sup>衆<sup>モロ</sup>聞<sup>キ</sup>食<sup>シ</sup>止<sup>ト</sup>宣<sup>フ</sup>布<sup>フ</sup>然<sup>ル</sup>爾<sup>ノ</sup>天<sup>ノ</sup>下<sup>ヲ</sup>治<sup>メ</sup>賜<sup>タ</sup>留<sup>ル</sup>倍<sup>ヘ</sup>君<sup>キミ</sup>者<sup>ハ</sup>良<sup>ヨキ</sup>

彌<sup>タ</sup>乎<sup>ヲ</sup>得<sup>エ</sup>豆<sup>テ</sup>平<sup>ヒラ</sup>久<sup>ク</sup>安<sup>ク</sup>久<sup>ク</sup>治<sup>メ</sup>賜<sup>タ</sup>布<sup>フ</sup>物<sup>モノ</sup>爾<sup>ニ</sup>在<sup>リ</sup>止<sup>ト</sup>奈<sup>ナ</sup>所<sup>ノ</sup>聞<sup>キ</sup>須<sup>ス</sup>爰<sup>コ</sup>朕<sup>ニ</sup>雖<sup>モ</sup>淺<sup>ク</sup>劣<sup>ク</sup>親<sup>ニ</sup>

王<sup>ミ</sup>諸<sup>オ</sup>臣<sup>チ</sup>等<sup>ナ</sup>乃<sup>ハ</sup>相<sup>ア</sup>穴<sup>アナ</sup>奈<sup>ナ</sup>扶<sup>タ</sup>奉<sup>ム</sup>事<sup>コト</sup>爾<sup>ニ</sup>依<sup>リ</sup>豆<sup>テ</sup>仰<sup>オホ</sup>賜<sup>タ</sup>比<sup>ビ</sup>授<sup>サ</sup>賜<sup>タ</sup>留<sup>ル</sup>倍<sup>ヘ</sup>食<sup>フ</sup>國<sup>クニ</sup>乃<sup>ハ</sup>天<sup>ノ</sup>

下<sup>シ</sup>乃<sup>ハ</sup>政<sup>ツ</sup>波<sup>ハ</sup>平<sup>ヒラ</sup>久<sup>ク</sup>安<sup>ク</sup>久<sup>ク</sup>仕<sup>ツ</sup>奉<sup>ム</sup>倍<sup>ベ</sup>志<sup>シ</sup>所<sup>ノ</sup>念<sup>ホ</sup>行<sup>ハ</sup>須<sup>ス</sup>是<sup>コ</sup>以<sup>テ</sup>彌<sup>イ</sup>抱<sup>ク</sup>正<sup>シ</sup>直<sup>チ</sup>乃<sup>ハ</sup>

心<sup>ココ</sup>豆<sup>トモ</sup>

天皇<sup>スメラミコト</sup>我<sup>ガ</sup>朝<sup>ミカド</sup>廷<sup>ノ</sup>乎<sup>ヲ</sup>衆<sup>モロ</sup>助<sup>タ</sup>仕<sup>ツ</sup>奉<sup>ム</sup>止<sup>ト</sup>宣<sup>フ</sup>布<sup>フ</sup>

天皇<sup>スメラミコト</sup>我<sup>ガ</sup>勅<sup>オホミコト</sup>命<sup>ヲ</sup>乎<sup>ヲ</sup>衆<sup>モロ</sup>聞<sup>キ</sup>食<sup>シ</sup>止<sup>ト</sup>宣<sup>フ</sup>布<sup>フ</sup>

各國と交際を開き給へる詔 法規分類大全 明治元年一月十日

外國は先帝の多年宸憂せらるゝ所なり幕府從來の失錯を以て因仍して今日に至れり今や世態一變して復鎖攘を主とすべからず因りて宇内の公法に基き各國の交際を開く上下一致して此旨を遵奉せよ

王政復古の詔 明治元年正月



癸丑以來國家多事先帝宸襟を惱す衆庶の知る所なり今や王政に復し國威を挽回し大小の政令一に公議に決し天下と更始せん四方其れ之を體せよ

外國條約に自今天皇の稱を用ふることを各國に告げ給へる詔

法規分類大全  
明治元年一月十日

日本國天皇。告各國帝王及其臣人。嚮者將軍德川慶喜。請歸政權。制允之。内外政事。親裁之。乃曰。從前條約雖用大君名稱。自今而後。當換以天皇稱。而各國交際之職。專命有司等。各國公使。諒知斯旨。

熾仁親王を征東大總督に任じ給へる勅語

法規分類大全  
明治元年二月九日

今般征東軍務委任の間速に掃攘の功を奏すべき事

德川幕府親征の詔

法規分類大全  
明治元年二月二十八日

朕夙に天位を紹ぎ今日天下一新の運に膺り文武一途公議を親裁す國威の立不立蒼生の不安は朕が天職を盡す盡さざるに有れば日夜寢食に安んぜず甚心思を勞す朕不肖と雖も列聖の餘業先帝の遺意を繼述し内は列藩百姓を撫安し外は國威を海外に耀さん事を欲す然るに德川慶喜不軌を謀り天下解體遂に騷擾に及び萬民塗炭の苦に陥らんとす故に朕不得止斷然親征の議を決せり且つ已に布告せし通り外國交際も有之上は將來の處置尤も重大に付天下萬姓の爲に於ては萬里の波濤を凌ぎ身を以て艱苦に當り誓て國威を海外に振張し祖宗先帝の神靈に對へんと欲す汝列藩朕が不逮を佐け同心協力各其分を盡し奮て國家の爲に努力せよ

五箇條の誓詔

憲法類編  
明治元年三月十四日



一 廣く會議を起し萬機公論に決すべし  
一 上下心を一にし盛に經綸を行ふべし  
一 官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す  
一 舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし  
一 智識を世界に求め大に皇基を振起すべし  
我國未曾有の變革を爲さんとし朕躬を以て衆に先んじ天地神明に誓ひ大に斯國是を定め萬民保全の道を立んとす衆亦此旨趣に基き協心努力せよ

維新の詔 憲法類編  
明治元年三月十四日

朕幼弱を以て猝に大統を紹ぎ爾來何を以て萬國に對立し列祖に事へ奉らんやと朝夕恐懼に堪へざるなり竊に考るに中葉朝政衰へてより武家權を専らにし表には朝廷を推尊して實は敬して是を遠け億兆の父母として絶て赤子の情を知ること能はざる様計り成し遂に

億兆の君たるも唯名のみになり果て其が爲今日朝廷の尊重は古へに倍せしが如くにて朝威は倍衰へ上下相離るゝこと霄壤の如しかゝる形勢にて何をもつて天下に君臨せんや今般朝政一新の時に膺り天下億兆一人も其處を得ざる時は皆朕が罪なれば今日の事朕自身骨を勞し心志を苦め艱難の先に立ち古列祖の盡させ給ひし蹤を履み治蹟を勤めてこそ始て天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし往昔列壤萬機を親らし不臣のものあれば自ら將としてこれを征し給ひ朝廷の政總て簡易にして此の如く尊重ならざるゆゑ君臣相親しみて上下相愛し德澤天下に洽く國威海外に耀きしなり然るに近來宇内大に開け各國四方に相雄飛するの時に當り獨我のみ世界の形勢に疎く舊習を固守し一新の效をはからず朕徒らに九重中に居し一日の安きを偷み百年の憂を忘るゝときは遂に各國の凌侮を受け上は列聖を辱しめ奉り下は億兆を苦めんことを恐る故に朕こゝに百官諸侯と廣く相誓ひ列祖の御偉業を繼述し一身の艱難辛苦を問はず親ら四方を經營し汝億兆を安撫し遂には萬里の波濤を拓開し國威を四方に宣布し天下を富岳の安きに置んことを欲す汝億兆



舊來の陋習に慣れ尊重のみを朝廷の事となし神州の危急を知らず朕一たび足を舉れば非常に驚き種々の疑惑を生じ萬口紛紜として朕が志をなさざらしむる時は是れ朕をして君たる道を失はしむるのみならず從て列祖の天下を失はしむるなり汝億兆能々朕が志を體認し相率ゐて私見を去り公議を探り朕が業を助けて神州を保全し列聖の神靈を慰し奉らしめば生前の幸甚ならん

毛利敬親に下し給へる勅

明治元年  
六月二日

邂逅上京先づ以て満足候從前の件々不可言儀に立ち至り候處内外大難を凌ぎ鞠躬盡力終に朝廷をして今日有るに至らしむ偏に汝至誠の致す所感喜述ぶるに辭なし然れども朕不徳かゝる大創業の事今より以往の處置如何と夙夜懸念候汝益朕を扶け宜しく早く天下平定萬民安堵に到るべく様偏に勉勵依頼候

諸軍東征の勞を慰め給へる勅

明治元年  
六月二十七日

六軍東に下てより已に數月を閱す加之霖雨滂沱風氣順ならず又重ぬるに炎熱を以てす然るに將士東に馳せ西に走り山谷險難を跋涉し矢石を冒し死生を顧みず奮戰勇闘至る所城を陥れ賊を斃す其忠勇義烈深く感ず

江戸を東京と稱せしめ給へる詔

太政官日誌  
明治元年七月十八日

朕今萬機を親裁し億兆を綏撫す江戸は東國第一の大鎮四方輻湊の地宜しく親臨以て其政を視るべし因て自今江戸を稱して東京とせん是朕の海内一家東西同視する所以なり衆庶此意を體せよ

奥羽に下し給ふ詔

法規分類大全  
明治元年八月七日



朝綱一たび弛みしより政權久しく武門に委す今や朕祖宗の威靈に頼り新に皇統を紹ぎ太政古に復す是大義名分の存する所にして天下人心の歸向する所なり嚮に徳川慶喜政權を還す亦自然の勢ひ況や近時宇内形勢日に盛なり此際に方て政權一途人心一定するに非ざれば何を以て國體を持し紀綱を振はんや茲に於て大に政法を一新し公卿列藩及び四方の士と與に廣く會議を興し萬機公論に決するは素より天下の事一人の私する所に非ればなり然るに奥羽一隅未だ皇化に服せず妄に陸梁し禍を地方に延く朕甚だこれを患ふ夫れ四海の内孰か朕の赤子にあらざる卒土の濱亦朕の一家なり朕庶民に於て何ぞ四隅の別をなし敢て外視することあらんや故に己を得ず五畿七道の兵を降し以て其不廷を正す願ふに奥羽一隅の衆豈悉く乖亂昏迷せんや其間必ず大義を明にし國體を辨する者あらん或は其力及ばず或は勢ひ支ふる能はず或は精實通せず或は事體齟齬し以て今日に至るかくの如きも宜く此機を失はず速に其方向を定め以て其素心を表せば朕親しく撰ぶ所あらん縱令其黨類と雖も其罪を悔悟し改正服歸せば朕豈これを隔視せんや必ず處するに至

當の典を以てせん玉石相混じ薰蕕共に同するは忍ばざる所なり汝衆庶宜しく此意を體認し一時の誤りに因て千載の辱を遺すことなかれ

## 明治改元の詔

憲法類編  
明治元年九月八日

體太乙而登位。膺景命以改元。洵聖代之典型。而萬世之標準也。朕雖否德。幸賴祖宗之靈。祇承鴻緒。躬親萬機之政。乃改元。欲與海內億兆更始一新。其改慶應四年爲明治元年。自今以後。革易舊制。一世一元。以爲永式。主者施行。

## 藤原藤房を追賞し給へる勅宣

明治元年  
九月二十二日

汝當元弘之年。効力皇室。至忠惻怛。千秋之下。使人景慕不止。近江國妙感寺汝之古跡。近接東巡之道。追感殊深。因爲慰汝之靈



魂使石山右權兵衛佐藤原基正賜金幣宣。

氷川神社を武藏國の鎮守と爲し給へる詔 太政官日誌  
明治元年十月

崇神祇重祭祀。皇國大典。政教基本。然中世以降。政道漸衰。祀典不舉。遂馴致綱紀不振。朕深慨之。方今更始之秋。新置東京。親臨視政。將先興祀典。張綱紀。以復祭政一致之道也。乃以武藏國大宮驛氷川神社。爲當國鎮守。親幸祭之。自今以後。歲遣奉幣使。以爲永例。

直諫を求め給へる詔 太政官日誌  
明治元年十月十七日

皇國一體。東西同視。朕今幸東府。親聽內外之政。汝百官有司。同心戮力。以翼鴻業。凡事之得失可否。宜正議直諫。啓沃朕心。

大總督熾仁親王へ下し給へる勅 太政官日誌  
明治元年十一月二日

春來軍務委任の處能く衆議を容れ畫策籌謀其宜しきを得東北速に平定の功を奏せし段感賞せしめ候事

泉岳寺大石良雄へ金幣を賜へる勅宣 明治元年  
十一月五日

汝良雄等。固執主從之義。復仇死於法。百世之下。使人感奮興起。朕深嘉賞焉。今幸東京。因遣使權辨事藤原獻弔汝等之墓。且賜金幣宣。

奥羽追討越後口總督嘉彰親王に下し給へる勅

太政官日誌  
明治元年十一月七日



北征軍務委任の處畫策籌謀其宜しきを得速に平定に及び候段感激せしめ候事

松平容保の死一等を宥め首謀を誅し寛典に處し給へる詔

法規分類大全  
明治元年十二月七日

賞罰は天下の大典朕一人の私すべきに非ず宜く天下の衆議を集め至正公平毫釐も誤りなきに決すべし今松平容保を始め伊達慶邦等の如き百官將士をして議せしむるに各小異同ありと雖も其罪均しく逆科にあり宜しく嚴刑に處すべし就中容保の罪天人共に怒る所死尙餘罪ありと奏す朕熟ら之を按ずるに政教世に洽く名義人心に明なれば固より亂臣賊子なかるべし今や朕不徳にして教化の道未だ立たず加之七百年來紀綱振はず名義乖亂弊習の由て來る所久し抑容保の如きは門閥に長じ人爵を假有する者今日逆謀彼一人の爲す所に非ず必首謀の臣あり朕因て斷じて曰く其實を推して其名を恕し其情を憐んで其法を假し容保の死一等を宥め首謀の者を誅し以て非常の寛典に處せん朕亦將に自今親ら勵精

圖治教化を國內に布き徳威を海外に輝さんことを欲す汝百官將士其れ之を體せよ

百官將士を勉勵せしむる詔

憲法類編  
明治二年正月四日

朕惟みるに在昔神皇基を肇めしより列聖相繼ぎ以て朕が躬に逮ぶ朕否徳夙夜競業先皇の緒を墜さんことを懼る曩者兇賊命に梗し億兆塗炭に苦しむ幸に汝百官將士の力に頼り速に裁定の功を奏し萬姓堵を安んずるに至る今茲に歲己巳三元の啓端に在り上下亦寧く遠邇來賀す朕何の慶か之に加へん惟ふに天道常靡く一治一亂内安ければ必外の患あり豈に戒慎せざる可んや朕益祖業を恢弘し覃て中外に被らしめ以て永く先皇の威徳を宣揚せんことを庶幾す汝百官將士勉勵懈らず各其職を竭し敢て忌憚なく朕が闕漏を匡救せよ汝百官將士其れ旃を勉めよ

毛利元就に社號を賜へる勅宣

明治二年  
二月二日



贈従三位大江元就綱常紊亂の世に當り獨り名分を明にし大義を揚げ兇賊を討伐し貢獻の典を行ひ朝議の闕乏を輔く其報國勤王の忠を追感し豊榮神社の號を宣下す永世祭祀すべし

島津久光を徵し給へる詔 法規分類大全  
明治二年二月十一日

天下の大義を明にし朝廷の體裁を正し争亂を撥して之を正に反すは汝が先臣贈中納言の遺志を承け國論を定め長藩と共に積年勤勞の致す所に是れよる今よりして後は社稷の長計も亦汝兩藩股肱として勉むべきにあり凡そ國體を正し強暴に備へ大義を立て民安を虞り獨立不羈の基をなす等の事件は汝等に問ひて以て施さんとす其れ速に上京し朕一人を助け以て永く保たしめん事を謀れ宜しく此意を奉體せよ

毛利敬親を徵し給へる詔 法規分類大全  
明治二年二月十一日

贈中納言  
島津齊彬

天下の大義を明にし朝廷の體裁を正し争亂を撥して正に反するは此れ汝と薩藩との力に之れよる自今而后社稷長計も亦正に汝兩藩股肱として勉むべきにあり凡そ國體を正し強暴に備へ公義を立て民安を虞り獨立不羈の基を成す等の事件殊に汝等に問ふて以て施さんとす其れ速に上京朕一人を助けて以て永く衆庶と與に天祿を保たしめんことを謀れ宜しく此意を奉體せよ

公議所を開き給へる詔 明治政覽  
明治二年二月二十五日

朕將に東臨公卿群牧を會合し博く衆議を諮詢し國家治安の大基を建んとす抑制度律令は政治の本億兆の頼るところ以て輕しく定むべからず今や公議所法則略既に定ると奏す宜しく速に開局し局中禮法を貴び協和を旨とし心を公平に存し議を精確に期し専ら皇祖の遺典に基き人情時勢の宜きに適し先後緩急の分を審にし順次に細議し以て聞せよ朕親しく之を裁決せん



三條實美を修史總裁に任じ給へる詔 太政官日誌  
明治二年四月四日

修史は萬世不朽の大典祖宗の盛舉なるに三代實錄以後絶て續くなきは豈に大闕典に非ずや今や鎌倉以降武門專權の弊を革除し政務を振興せり故に史局を開き祖宗の芳躅を繼ぎ大に文教を天下に施さんと欲し總裁の職に任ず須く速に君臣名分の誼を正し華夷内外の辨を明にし以て天下の綱常を扶植せよ

可否を獻替せしめ給へる詔 太政官日誌  
明治二年四月

朕嚮に汝百官群臣と五事を掲げ天地神明に質し綱紀を皇張し億兆を綏安するを誓ふ然るに兵馬倉卒未だ其績を底さず朕夙夜上は以て神明に畏れ下は以て億兆に慙つ今や乃ち親臨汝百官群臣を朝會し大に施設する方法を諮詢す是神州安危の決今日に在り誠に宜く腹心を披き肺肝を表し可否を獻替すべし朕將に勵精竭力大に經始する所あらんとす汝百

官群臣それ勗めよや

輔相議定參與を登庸し給へる詔 明治二年五月十三日

朕惟ふに治亂安危の本は任用其人を得ると得ざるとにあり故に今敬んで列祖の靈に告ぐ公撰の法を設け更に輔相議定參與を登庸す神靈降鑑過なからんことを期す汝衆それ斯の意を奉ぜよ

有功者に頒賜し給へる詔 明治二年六月二日

朕惟るに皇道の衰を復し天下の溺を濟ふは一に汝有衆の力に資る而して節を巖疆に建て威を遠方に宣べ艱苦盡瘁至らざる所無し朕切に之を嘉獎す乃ち頒賜以て有功に酬の願れば前途甚だ遠し厥克く翼賛大成せよ朕益望を汝有衆に有す汝有衆其れ懋めよや



鍋島直正に蝦夷開拓督務を命じ給へる詔 法規分類大全  
明治二年六月四日

蝦夷開拓は皇威隆替に關する所一日も忽にす可からず汝直正深く國家の重を荷ひ身を以て之に任ぜんことを請ふ其憂國濟民の至情朕嘉納に堪へず獨恐る汝高年遽に殊方に赴くことを然れども朕之を汝に委す始て北顧の憂なからん仍て督務を命ず他日皇威を北疆に宣る汝方寸の間にあるのみ汝直正懋哉

毛利敬親島津久光鍋島直大山内豊範等に賜へる勅語

明治二年  
七月十四日

汝等曩に大義不明を慨き名分の不正を憂ひ首に版籍奉還の議を建つ朕深く之を嘉し新に知事の職を命じ各其事に従はしむ今や更始の時に際し益以て大義を明にし名分を正し以て億兆を保安し外以て萬國と對峙せんとす因て今藩を廢し縣と爲し務て冗を去り簡に就

き有名無實の弊を除き更に綱紀を張り政令一に歸し天下をして其向ふ所を知らしむ汝等其れ能く朕が意を體し翼賛する所あれ

供御を減じ救助に充て給へる詔 太政官日誌  
明治二年八月二十五日

朕登祚以降海内多難億兆未だ綏寧せず加之今歲淫雨農を害し民將に生を遂ぐ所なからんとす朕深く怵惕す依て躬ら節儉する所有て以て救恤に充んとす主者施行せよ

賈金處分諮問の詔 法規分類大全  
明治二年九月二日

賈金天下に蔓延す屢嚴禁あれども未だ之に處する方を得ず官或は眞貨を以て引替んか是姦を啓き惡を誨るなり或は悉く之を廢せんか其種甚多し美惡并廢す理に於て行はれず或は其實を折して元估を以てこれを買んか是稍人情に近きも能く其方を得ずんば反て怒謗を速かん夫貨幣の流通は國家の由て寧ずる所なり然るに上下困弊此の如し加之互市の際



紛紜なきこと能はず其皇威を損する亦少なからず方今何の策か克く之を濟ひ公私兩便を得ん宜く商議して以て上聞せよ

箱館の戦功を賞し給へる詔 明治二年九月十四日

方流賊鴟張。汝有衆。建節宣威。艱苦盡瘁。克靖北疆。朕嘉獎之。乃頒賜以酬有功。汝有衆。懋哉。

三條實美の勳功を賞する詔 明治二年九月二十六日

汝實美皇道の衰運に際し夙に恢復の業を期す意に躬天下の重を係け出ては則ち鎮將入ては則ち補相能く中興の業を成す洵に國の柱石朕の股肱朕切に厥偉勳を嘉みす乃ち賞賜して厥勞に酬ゆ吁將來輔導益望むこと有り汝實美其懋めよや

岩倉具視の勳功を賞し給へる詔 明治二年九月二十六日

汝具視皇道の衰を憂ひ大に恢復の志を抱く竟に大政復古の基業を輔け躬を以て天下の重に任じ夙夜精勵規畫圖治以て中興の業を成す洵に國の柱石朕の股肱切に厥偉勳を嘉みす乃ち賞賜して厥勞に酬ゆ吁將來益望むことあり汝具視其懋めよや

有功者を賞し給へる詔 明治二年九月二十六日

朕惟皇道復古。朝憲維新。一資汝有衆之力。朕切嘉獎之。乃頒賜以酬有功。汝有衆。勗哉。

徳川慶喜松平容保等を宥し給へる詔 寤寐漫筆。明治二年九月二十八日

朕聞く明君徳を以て下を率る庸主法を以て人を待つ願ふに亂賊常に有らず君徳奈何にあ



るのみ今や北疆始て平ぎ粗定まる慶喜容保以下の如き各宜しく寛宥する所あつて自新にせしめ以て天下と更張せん

刑律を改撰せしめ給へる詔

法規分類大全  
明治二年九月

我大八洲の國體を創立する遂古は措て論ぜず神武天皇以降二千年寛恕の政以て下を率る忠厚の俗以て上を奉ず大寶に及んで唐令に折衷すと雖も其律を施すに至ては常に定律より寛にす其間政の汗隆時の治亂なきに非ざるも大率光被の徳外蕃に及ぶ保元以降乾綱紐を解き武士權を専らにし法律以て政を爲し刀鋸以て下を率ゆ寛恕忠厚の風遂に地を掃ふ今や大政更始宜く古を稽へ今を明にし寛恕の政に従て忠厚の俗に復し萬民所を得て國威始て振ふべし頃者刑部新律を撰定する時仍て茲旨を體し凡八虐故殺強盜放火等の外異常法を犯すに非ざるよりは太抵寛恕以て流以下の罰に處せしめんとす抑も刑は無刑に歸するに在り宜しく商議して以て上聞せよ

澳國兼洪噶利國皇帝に贈り給へる條約交換の復書

法規分類大全  
明治二年九月十五日

澳國兼洪噶利皇帝陛下に復す朕久しく陛下の威權赫々美名輝々たるを聞く今陛下誠信懇篤第三等水師提督特派公使全權ミニストルベック貴族アントン氏に命じ貴書を齎らし來り以て和親貿易の條約を結び委するに合議調印の權を以てす朕素より深く望む所なり朕乃ち華族重臣從三位守外務卿清原朝臣嘉暨び從四位守外務大輔藤原朝臣宗則をして貴國全權公使と協議調印せしめ以て陛下の盛意に答ふ自今以後兩國の際交誼親厚永く以て渝らざらんことを庶幾す更に陛下の健康安寧ならんことを祈る敬て復す

大村永敏に下し給へる勅宣

明治二年  
十一月十三日

夙贊回天之業克策勳賊之勳軍旅之事大有望後圖豈料溘然



謝<sub>レ</sub>世帷幄喪<sub>レ</sub>人。深悼惜焉。因贈<sub>二</sub>從三位。竝賜<sub>二</sub>金幣<sub>一</sub>宣。

三條實萬に謚を賜へる勅宣 明治二十二年十二月二十七日

故從一位贈右大臣藤原實萬。憂<sub>二</sub>乾綱之不<sub>レ</sub>振。而國威之不<sub>レ</sub>宣。奉<sub>二</sub>事先朝。竭<sub>二</sub>盡忠猷。慨然有<sub>二</sub>匡濟之志。至<sub>二</sub>子實美。以底<sub>二</sub>有成。其謚實萬。曰<sub>二</sub>忠成<sub>一</sub>宣。

小松清廉に下す勅宣 明治二年

小松從四位清廉積年心を皇室に存す戊辰の春大政に預參し日夜精勵以て中興の不績を贊<sub>レ</sub>け候段叙感不斜仍て其功勞を賞して千石下賜候事

神靈鎮祭の詔 法規分類大全 明治三年正月三日

朕恭惟。大祖創業崇<sub>二</sub>敬神明。愛撫蒼生。祭政一致。所<sub>二</sub>由來遠矣。朕以<sub>二</sub>寡弱。夙承<sub>二</sub>聖緒。日夜忱惕。懼<sub>二</sub>天職之或虧。乃祇鎮<sub>二</sub>祭天神地祇八神暨列皇神靈于神祇官。以申<sub>二</sub>孝敬。庶幾使<sub>レ</sub>億兆有所<sub>二</sub>矜式<sub>一</sub>。

宣教の詔 太政官日誌 明治三年正月三日

朕恭惟。天神天祖立<sub>レ</sub>極垂統。列皇相承。繼<sub>レ</sub>之述<sub>レ</sub>之。祭政一致。億兆同<sub>レ</sub>心。治教明<sub>二</sub>于上。風俗美<sub>二</sub>于下。而中世以降。時有<sub>二</sub>汗隆。道有<sub>二</sub>顯晦。治教之不<sub>レ</sub>洽也久矣。今也天運循環。百度維新。宜明<sub>二</sub>治教。以宣<sub>二</sub>揚惟神之大道也。因新命<sub>二</sub>宣教師。以布<sub>二</sub>教天下。汝群臣衆庶。其體<sub>二</sub>斯旨<sub>一</sub>。

毛利敬親に下し給へる勅 太政官日誌 明治三年六月七日



一新以來海内粗一定基礎漸く立てり偏に汝父子積年の功勞朕感心す眞に國家の柱石と思へり然るに前途誠に不容易朕甚だ苦慮汝暫く輦下に滞在して益盡力すべし

毛利敬親に下し給へる詔 太政官日誌  
明治三年十月二日

一新以來政體粗立つと雖も紀綱未だ全く舉らず人心未だ堵を安んぜず前途の事實に苦慮に勝へず汝既に復古一新輔翼の功を奏す自今猶太平不拔の大業を賛成し一層勉勵諸藩の標準と成り紀綱盡く張り名實俱に舉り始終を奏し候様盡力致す可き事

文部省雇和蘭醫ボードインへ勅語 明治三年  
十月十五日

汝久しく我國に在て善く生徒を教授し醫學をして進歩せしむ朕深く之を嘉みす

岩倉具視を山口鹿兒島兩藩へ遣し給へる勅 明治三年  
十二月三日

方今の形勢前途の事業實に不容易義に付毛利從二位島津從三位上京朕を輔翼大政を賛成し兩藩一致戮力諸藩の標準となり大に皇基を助け候様朕が旨を傳へ誠意貫徹候様盡力可致令委任候事

島津久光毛利敬親へ下し給へる詔 太政官日誌  
明治三年十二月

朕恭しく大統を繼ぎ夙夜憂勤惟皇紀の未だ張らず萬姓未だ安んぜず前途の業實に容易ならざるを恐る朕深く苦慮す汝朕が股肱羽翼となり宜しく朕が不逮を助け左右群臣と同心戮力皇業を賛成し朕をして復古の成績を遂けしめよ今大納言具視に勅して朕が意を告ぐ其れ飲んで之を聽け

新律綱領頒布の詔 太政官日誌  
明治三年十二月二十日

朕刑部に勅して律書を改撰せしむ乃ち綱領六卷を奏進す朕在廷諸臣と議し以て頒布を允



す内外有司其れ之を遵守せよ

廣澤真臣を悼み給へる勅宣 明治四年 正月九日

竭志復古之業。致身維新之朝。獻替規畫。勳大功超。今也不幸。溘然謝世。深悼惜焉。因贈正三位。并賜金幣宣。

鍋島直正に下し給へる勅宣 明治四年 正月二十三日

宣力封疆。夙竭方面之職。盡心皇室。丕贊維新之業。國家柱石。臣庶儀型。忽聞淪逝。良切悼傷。因贈正二位。以彰功勞。宣。

刺客を搜索せしめ給へる詔 太政官日誌 明治四年二月二十五日

故參議廣澤真臣の變に遭ふや朕既に大臣を保庇すること能はず其賊を逃逸す抑維新より

以來大臣の害に罹る者三人に及べり是朕が不逮にして朝憲の立たず綱紀の肅ならざるの致す所朕甚だ焉を憾む其天下に令し嚴に搜索せしめ賊を必獲に期せよ

毛利敬親を悼み給へる勅宣 明治四年 四月十五日

首倡勤王。回皇運于既衰。誓期報效。贊大政于更始。維忠維義。洵是國家柱石。厥功厥績。實爲藩翰儀型。茲聞溘亡。曷勝痛悼。因贈從一位。以彰偉勳。宣。

伊達宗城  
時に大藏卿

伊達宗城を清國に遣し給へる詔 法規分類大全 明治四年五月十五日

我國清國と壤土隣を爲す宜しく親交往來すべし爰に爾宗城を以て欽差大臣と爲し清國に往き隣好を修め條約を訂め委するに全權を以てし便宜事を行はしむ爾宗城其れ能く兩國の好を爲し以て朕が望に副へよ



柳原前光  
時に外務大  
丞

柳原前光に下し給へる勅 明治四年  
五月十五日

我國清國と壤土隣を爲す宜く親交往來すべし故に従二位行大藏卿藤原朝臣宗城を遣はし  
委するに全權を以てし隣好を修め條約を訂めしむ因て爾前光に命ず宗城と心を同し議を  
協し以て其事を佐けよ若し宗城故ありて事を執ること能はざれば爾前光其れ代て之を理  
せよ

副島種臣  
時に參議

副島種臣を魯國に遣し給へる詔 法  
規  
分  
類  
大  
全  
明治四年五月二十二日

我邦魯國と壤土最近し交誼最厚ふすべし殊に樺太地方の如きは彼我人民雜居往來各其利  
を營む之を保全する道に於て豈に心を盡さざるべけんや曩に嘉永五年魯帝全權使臣を派  
し經界を定めんことを議す而れども互に事故ありて其議成らず爾後慶應三年に至り彼得  
堡に於て假りに雜居の約を結び朕竊に方今樺太の形狀を察するに言語意脉の通ぜざか

三條實美  
時に右大臣

三條實美に政治を委任し給へる勅 明治四年  
五月二十二日

るより民心疑惑或は爭隙を生じ怨讐を醸し遂に兩國交誼の際懇親の意を失ふに至らんか  
是經界を定むるの最急務にして獨朕の深く憂るのみならず魯帝も亦嘗て大に心を勞せし  
所以なり因て爾種臣に命じ委するに全權を以てし往て經界を定むるを議せしむ爾種臣其  
れ機宜に従ひ其事を正し兩國人民をして其慶福を保たしめ且つ以て誼交の益厚く永久渝  
らざらんことを是朕が深く望む所なり爾種臣厚く斯の旨を體せよ

朕西巡の間親く政を視ることを得ず凡百の事總て爾實美に委任す其れ朕か意を體して之  
を處分せよ若し夫れ重大の件に至ては一々之を以聞して裁を請へ而して事の緊急にして  
稽緩すべからざるものは便宜處決して後其事由を以聞すべし

廢藩置縣の詔 太  
政  
官  
日  
誌  
明治四年七月十四日



朕惟ふに更始の時に際し内以て億兆を保安し外以て萬國と對峙せんと欲せば宜しく名實相副ひ政令一に歸せしむべし朕曩に諸藩版籍奉還の議を聽納し新に知藩事を命じ各其職を奉ぜしむ然るに數百年因襲の久き或は其名ありて其實舉らざる者あり何を以て億兆を保安し萬國と對峙するを得んや朕深く之を慨す仍て今更に藩を廢し縣と爲す是務て冗を去り簡に就き有名無實の弊を除き政令多岐の憂無らしめんとす汝群臣其れ朕が意を體せよ

廢藩置縣に付鹿兒島山口佐賀高知四藩知事に下し

給へる勅語 太政官日誌  
明治四年七月十四日

汝等曩に大義の不明を慨ぎ名分の不正を憂へ首として版籍奉還の議を建つ朕深く之を嘉みし新に知事の職を命じ各其事に従はしむ今や更始の時に際し益以て大義を明にし名分を正し内は以て億兆を保安し外は以て萬國と對峙せんとす因て今藩を廢し縣と爲し務て

冗を去り簡に就き有名無實の弊を除き更に綱紀を張り政令一に歸し天下をして其向ふ所を知らしむ汝等其れ能く朕が意を體し翼賛する所あれ

廢藩置縣に付熊本名古屋徳島鳥取四藩知事に下し

給へる詔 太政官日誌  
明治四年七月十四日

朕惟ふに方今内外多事の秋に際し斷然其措置を得天下億兆をして其方向を定めしむるに非れば安ぞ能く宇内各國と竝立して以て我國威を皇張せんや是朕が宵旰憂慮する所なり曩に汝等が建議する所互に同異ありと雖も之を要するに深く従前の弊害を鑑し遠く將來の猷謀を畫す是汝等が衷誠の致す所朕之を嘉みし將に施設する所あらんとす汝等更に能く朕が意を體し各其所見を竭せよ

開拓使雇米人ケプロンに下し給へる勅語 明治四年  
八月二日



汝米利堅合衆國に在て農學局の長官となり其學科を研窮し勸農の事業に通曉せし由朕之を欣慕して遠く汝を徵して我北海道開拓の長官次官を輔け其事務を司らしめんと欲す汝能く朕が意を體し合議協力以て開拓の成功を奏せしめよ是朕が大に汝に望む所なり

三條岩倉兩邸に親臨し給へる時の勅語 法規分類大全  
明治四年八月十八日

一新以來日夜勵精圖治今日の成業に到るも汝實美具視の功居多なり依て親臨して其功勞を謝す

海陸軍刑律頒布の詔 太政官日誌  
明治四年八月二十八日

朕惟ふに兵民途を分ち寛猛治を異にす其律を定め法を設くるに於て豈に斟酌商量以て其宜を制せざる可けんや頃海陸軍律撰輯竣を告ぐ朕之を閱するに損益要を得輕重度に合せり依て頒布し有司をして遵守し軍人をして懲誡する所あらしむ

兵部大少輔御親兵小佐以上に下し給へる勅語

法規分類大全  
明治四年九月三日

汝等積年苦勞し以て今日に至る所謂實力なる者全く汝等服役するに在り朕甚だ之を嘉みす殊に方今外交内務日新の時に當り邦家の盛衰は實に兵の強弱に存す汝等深く朕が意を體し彌以て紀律嚴明衆心一致し勵精盡力せよ

服制更正の勅諭 寤寐漫筆  
明治四年九月四日

朕惟ふに風俗なる者移換以て時の宜しきに隨ひ國體なる者不拔以て其勢を制す今衣冠の制中古唐制に模倣せしより流て軟弱の風をなす朕甚だ之を慨す夫れ神州の武を以て治むるや固より久し天子親ら之が元帥と爲り衆庶以て其風を仰ぐ  
神武創業神功征韓の如き決して今日の風姿にあらず豈一日も軟弱以て天下に示すべけん



や朕今斷然其服制を更め其風俗を一新し祖宗以來尙武の國體を立んと欲す汝近臣其れ朕が意を體せよ

皇靈遷座の詔

太政官日誌  
明治四年九月十四日

朕恭しく惟みるに神器は天祖威靈の憑る所歴世聖皇の奉じて以て天職を治め給ふ所なり今や朕不逮を以て復古の運に際し忝く鴻緒を承く新に神殿を造り神器と列聖皇靈とをここに奉安し仰て以て萬機の政を視んとす爾群卿百僚其れ斯の旨を體せよ

文部省雇獨逸人ミユルラ及ホフマンに下し給へる

勅語

明治四年  
十月五日

汝等獨逸政府の命を奉じ我邦に來り東校醫學の教導を責任す汝の學力精詣なる會て是を聞く爾來益教導に勉勵して生徒の日を追て進歩せんことを望む

文部省雇獨逸國人ホルツに下し給へる勅語

明治四年  
十月五日

汝獨逸政府の命を奉じ我國に來り南校生徒教育の事を責任す汝教則を立て教導に力を盡すと聞く爾來益生徒を薰陶し我學校の日に隆盛ならんことを望む

工部省雇英國人カーケルに下し給へる勅語

明治四年  
十月五日

汝鐵道及び造幣の事務を辨理し既に其績を效すに及びり朕深く之を嘉みす而して鐵道の如きは我邦の開端にして其築造の精粗は後來の聲譽に關涉す宜く勉勵して其功を畢らんことを望む

文部省雇米國人フルベツキに下し給へる勅語

明治四年  
十月五日

汝久しく我邦に在り教導を奉じ生徒を訓導す朕深く之を嘉す汝の才學浩博にして能く薰



陶の功を奏し後進をして其成業を速かならしむ尤欣喜する所なり爾後益勉勵し學術を盛にせんことを望む

工部省雇英國人ブラントンに下し給へる勅語 明治四年十月五日

汝燈明臺の事務を担当し海岸危礁の地漸其方向を知るに及べり其功績淺からず爾後益勉勵せんことを望む

工部省雇佛人ウエルニー及チボジーに下し給へ

る勅語 明治四年十月五日

汝等横須賀造船廠に在りて造船製鐵の事を担当し其職務に盡力せり朕深く是を嘉す爾後益勉勵し其事を盛にせん事を望む

華族に海外留學周遊を獎勵し給へる勅諭

寤寐漫筆  
明治四年十月二十二日

朕惟ふに宇内列國開化富強の稱ある者皆其國民勤勉の力に由らざるなし而して國民の能く智を開き才を研き勤勉の力を致す者は固り其國民たるの本分を盡すものなり今我國舊制を更革して列國と并馳せんと欲す國民一致勤勉の力を盡すに非れば何を以て之を致すことを得んや特に華族は國民中貴重の地位に居り衆庶の屬目する所なれば其履行固り標準となり一層勤勉の力を致し率先して之を鼓舞せざるべけんや其責たるや亦重し是今日朕が汝等を召し親く朕が期望する所の意を告ぐる所以なり夫れ勤勉の力を致すは智を開き才を研くより外なるはなし智を開き才を研くは眼を宇内開化の形勢に著け有用の業を修め或は外國へ留學し實地の學を講ずるより要なるはなし而して年壯を過ぎ留學を爲し難きものも一たび海外に周遊し聞見を廣むる亦以て智識を増益するに足らん且我邦女學



の制未だ立ざるを以て婦女多くは事理を解せず殊に幼童の成立は母氏の教導に關し實に切緊の事なれば今海外に赴く者妻女或は姉妹を挈て同行する固より可なることにて外國所在女教の素あるを曉り育兒の法をも知るに足るべし誠に能く人々此に注意し勤勉の力を致さば開化の域に進み富強の基隨て立ち列國に并馳するも難からざるべし汝等能く斯意を體し各其本分を盡し以て朕が期望する所に副ふべし

特命全權大使を各國に派遣し給へる國書

法規分類大全  
明治四年十一月四日

大日本國天皇睦仁敬て威望隆盛友誼親密なる英吉利伊太利荷蘭魯西亞瑞典獨逸澳地利白耳義葡萄牙西班牙丁抹布哇皇帝陛下米利堅合衆國佛蘭斯瑞典聯邦大統領に白す  
朕天佑を保有し萬世一系なる皇祚を踐みしより以來未だ和親の各國に聘問の禮を修めざるを以て茲に朕が信任貴重の大臣右大臣正二位岩倉具視を特命全權大使とし參議從三位木戸孝允大藏卿從三位大久保利通工部大輔從四位伊藤博文外務少輔從四位山口尙芳を特

命全權副使として共に全權を委任し貴國及各國に派出し聘問の禮を修め益親好の情誼を厚くせんと欲す且貴國と結びたる條約を改正するの期近く來歲にあるを以て朕が希望豫圖するは開明各國に比して人民をして其公權と公利とを保有せしめん爲に從來の定約を釐定せんと欲すと雖も我國の開化未だ浹からず政律も亦從つて異なれば多少の時月を費すに非ざれば其期望を達する能はず故に勉めて開明各國に行はるゝ諸方法を撰び之れを我國に施すに適宜妥當なるを采り漸次に政俗を革め同一致ならしめんことを欲す是に於て我國の事情を貴國政府に詢り其考按を得て以て現今將來施設すべき方略を商量せしめ使臣歸國の上條約改正の議に及び朕が期望豫圖する所を達せんと欲す此使臣は朕が貴重信任する所なれば<sup>陛下</sup>能く其言を信聽し之を寵待榮遇せられんことを望み且切に<sup>陛下</sup>大統領の康福貴國の安寧を祈る

特命全權大使副使に下し給へる勅語

明治四年  
十一月四日



今般汝等を使として海外各國に赴かしむ朕素より汝等の能く其職を盡し使命に堪ふべきを知る依て今國書を付す其能く朕が意を體して努力せよ朕今よりして汝等の恙なく歸朝の日を祝せんことを待つ遠洋渡航千萬自重せよ

特命全權大使隨行の理事官に下し給へる勅語 明治四年十一月四日

今般汝等を海外各國に赴かしむ朕汝等が能く其職を奉じ其任に堪ふべきを知る胆勉事に従ふを望む遠洋渡航千萬自重せよ

横須賀造船所臨幸の時雇佛國人某に賜はりし勅語

明治四年十一月二十二日

造船の諸場能く整備茲に其基業を創立す朕今巡覽悦喜に堪へず是れ偏に汝始めの勉力に依る朕深く之を嘉賞す

外務省雇米國人イベンシャインスマツに下し給へ

る勅語 明治四年十二月一日

今般汝我外務省の聘に應じ遙に米國より來て仕に就く我邦外國と交を締ぶ日たる猶淺し其規公法におけるや未だ詳悉せざる所あり汝が學識浩博なるを以て後來の規模を開き交際の條理を明にせんことを朕偏に希望す

三條實美に政治を委任し給へる勅語 明治五年五月二十五日

朕西巡の間親く政を視る事を得ず凡百の事爾實美に委任す爾實美其れ朕が意を體して之を處分せよ若し夫れ重大の件に至ては一々之を以聞して裁を請へ而して事の緊急にして稽緩すべからざるものは便宜處決して後其事由を以聞すべし

三條實美  
時に太政大臣



御西巡の時京都府の華族に賜はりし勅諭 寤寐漫筆  
明治五年六月一日

方今宇内各國開化の時に際し我國の舊制を更革して列國と并馳せんと欲する固より國民一致勤勉の力を盡すに非れば何を以て之を致すことを得んや特に華族は國民中貴重の地位に立ち衆庶の屬目する所なれば一層勤勉の力を致し卒先之を鼓舞せざる可からず其責たるや亦重し是れ朕が汝等に期望する所なり夫れ勤勉の力を致すは知を開き才を研くより外なるはなし知を開き才を研くは宇内開化の形勢に著眼し舊來の陋習を去り實地の學を講じ有用の業を修むるより要なるはなし人々此に注意し誠に能く勤勉の力を致さば開化の域に進み富強の基隨つて立ち列國と并馳する又難からざるべし汝等能く斯意を體し勤勉以て朕が期望する所に副へよ

長門國櫻山招魂場を弔し給へる勅宣 太政官日誌  
明治五年六月十二日

汝等曩に乾綱の不振皇威の不宣を憂へ盡忠致死人をして感奮興起せしむ朕今巡行追感殊に深し依て侍從番長高島昭光を遣し汝等の墓を弔し且つ金幣を賜ふ

薩摩國鶴ヶ峯招魂場を弔し給へる勅宣 太政官日誌  
明治五年六月二十三日

汝等曩に乾綱の不振皇威の不宣を憂へ竭力盡忠國家の爲めに死を致す朕今西巡追感殊に深し依て侍從番長醍醐忠順を遣し汝等の墓を弔し且金幣を賜ふ

山内豊信薨去に付勅宣 明治五年六月二十七日

讜議侃々。首唱太政復古偉勳赫々。夙贊皇國維新洵是國家柱石。實爲臣庶儀型。茲聞溘亡。曷勝痛悼。因贈從一位。以表彰宣。

東京橫濱間鐵道開業式に親臨工部省職員鐵道局

長以下に下し給へる勅語 法規分類大全  
明治五年九月十二日



汝等殊に勉力事に従ひ遂に此功を奏す朕満足の至に堪へず且是れ外國の職長等熟練の力に依る朕之を嘉賞す

鐵道開業式に百官に下し給へる勅語 法規分類大全 明治五年九月十二日

今般我國鐵道の首線工竣るを告ぐ朕親ら開行し其便利を欣ぶ嗚呼汝百官此盛業を百事維新の初に起し此鴻利を萬民永享の後に惠まんとす其勵精勉力實に嘉尙すべし朕我國の富盛を期し百官萬民の爲に之を祝す朕更に此業を擴張し此線をして全國に蔓布せしめんことを庶幾す

東京横濱間鐵道開業式に下し給へる勅語 法規分類大全 明治五年九月十二日

東京横濱間の鐵道朕親く開行す自今此便利により貿易愈繁昌庶民益富盛に至らんことを望む

各國公使に下し給へる勅語 法規分類大全 明治五年九月十二日

我國鐵道の首線を竣り朕親ら開行するの日に方りて列國公使齊く來りて祝意を表せらる朕欣喜の至に堪へざる也朕更に庶幾くは自今中外人民共に鴻利を享け永く幸福を保ち公使等の祝詞に負かざらん事を祈る

横濱在留外商に答へ給へる勅語 法規分類大全 明治五年九月十二日

横濱居留の外客より今奏上せる祝詞を聽き朕深く之を嘉納す凡そ我帝國に住せる人は固より此地に産れ出たる者も假に此地に寓せる者も偶然此地に來れるも自ら好て航渡せるも齊しく保護に泄れず權義を失せず康福益昌んに我國歩をして文明に向はせんと猶斯の事業を盛大にし既に兩間に存せる和樂の交誼の永續せる間は中外の人民をして洽く提撕の下に在らしめん



琉球藩王を封し給へる詔

憲法類編  
明治五年九月十四日

朕上天の命に膺り萬世一系の帝祚を紹ぎ奄に四海を有ち八荒に君臨す今琉球近く南服に在り氣類相同く言文殊なる無く世々薩摩の附庸たり而して爾尙泰能く勤誠を致す宜く顯爵を予ふべし陞して琉球藩王と爲し叙して華族に列す咨爾尙泰其れ藩屏の任を重じ衆無の上に立ち切に朕が意を體して永く皇室に輔たれ欽め哉

琉球藩王尙泰に下し給へる勅語

明治五年  
九月十四日

琉球の薩摩に附庸たる年久し今維新の際に會し上表且方物を獻す忠誠無二朕之を嘉納す

琉球藩使臣に下し給へる勅語

明治五年  
九月十四日

汝等入朝し能く主の意を奉じて失ふことなく自ら方物を獻す深く嘉納す

天長節に酺を賜へる勅語

太政官日誌  
明治五年十一月三日

茲に朕が誕辰に方り群臣を會同し酺宴を張り舞樂を奏せしむ汝群臣朕が偕に樂むの意を體し其れ能く歡を盡せよ

改曆の詔

太政官日誌  
明治五年十一月九日

朕惟ふに我邦通行の曆たる太陰の朔望を以て月を立て太陽の躔度に合す故に二三年間必ず閏月を置かざるを得ず置閏の前後時に季候の早晚あり終に推歩の差を生ずるに至る殊に中下段に掲ぐる所の如きは率ね妄誕無稽に屬し人知の開達を妨ぐるもの少しとせず蓋し太陽曆は太陽の躔度に從て月を立つ日子多少の異ありと雖も季候早晚の變なく四歲毎に一日の閏を置き七千年の後僅に一日の差を生ずるに過ぎず之を太陰曆に比すれば最も



精密にして其便不便も固より論を俟ざるなり依て自今舊曆を廢し太陽曆を用ひ天下永世之を遵行せしむ百官有司其れ斯の旨を體せよ

徵兵の詔

太政官日誌  
明治五年十一月二十八日

朕惟るに古昔郡縣の制全國の丁壯を募り軍團を設け以て國家を保護す固より兵農の分なし中世以降兵權武門に歸し兵農始て分れ遂に封建の治を成す戊辰の一新は實に千有餘年來の一大變革なり此際に當り海陸兵制も亦時に從ひ宜を制せざるべからず今本邦古昔の制に基き海外各國の式を斟酌し全國募兵の法を設け國家保護の基を立んと欲す汝百官有司厚く朕が意を體し普く全國に告諭せよ

副島種臣を清國に派し條約交換竝に婚儀を賀し

給へる國書

法規分類大全  
明治五年十一月十九日

大日本國大皇帝敬て大清國大皇帝に白す曩に兩國俱に泰西の諸國と交通往來す而して獨兩國未だ親善を修めず故に去歲親臣大藏卿伊達宗城を簡派して貴國と條約を議定し已に批准を與ふ允に宜く使を派して互換すべし適聞く大皇帝既に婚を爲し且政を親らすと朕深く之を歡喜す乃ち特に外務卿副島種臣を貴國に遣はし和約を交換し併て慶賀を伸べしむ朕固より種臣の喉舌と爲すに堪へたるを知て専ら各國の事務を總理せしめたれば朕に代りて擔當し言に好に歸せざるは無し希くは大皇帝交誼を思ひ隣好を篤くし茲の使臣を待するに優に仁厚を加へ此れより兩國慶を蒙り永久渝らざらんことを特に茲に敬て白し併て大皇帝の多福眉壽を祈る

各國公使新年拜賀の時の勅語

明治六年  
一月二日

新年の吉辰に當り朕卿等の祝辭を受け大に満足せり卿等無恙職を奉ず朕之れを嘉す願ふに貴國皇帝大統領も亦幸福安寧なるべし卿等善く朕が意を傳へよ



新年宴會の勅語 太政官日誌  
明治六年一月五日

朕茲に新年を賀し併て改曆を祝し群臣を會同し酺宴を張り舞樂を奏せしむ汝群臣が朕俱に慶するの意を體し能く歡を盡せよ

紀元節賜酺の勅語 太政官日誌  
明治六年一月二十九日

朕茲に紀元の吉日を祝し群臣を會同し酺宴を張り舞樂を奏せしむ汝群臣朕が偕に祝するの意を體し其れ能く歡を盡せよ

副島種臣を清國に派遣する詔 法規分類大全  
明治六年三月九日

朕聞く臺灣島の生蕃數次我人民を屠殺すと若し棄て問はずんば後患何ぞ極らんや今爾種臣へ委するに全權を以てす爾種臣其れ往て之を仲理し以て朕が民を保んずるの意を副へ

副島種臣  
時に外務卿

よ欽めよ哉

太政官の職制を改定し給へる時の詔 太政官日誌  
明治六年五月二日

明治四年辛未七月制定する所官省の位置職員の權限各序を得と雖も當今の時勢現務上に於て或は其弊なき能はず故に太政官の職制章程を潤飾す百官其れ之を奉承せよ

改正律例頒行の上諭 寤寐漫筆  
明治六年五月十七日

朕曩に司法に勅し國家の政憲に原き各國の定律を酌み改定律例を修撰せしむ今や編纂成を告ぐ朕乃ち内閣諸臣と辯論裁定し之を頒行せしむ爾臣僚其れ之を遵守せよ

宮城炎上に付三條實美に下し給へる勅諭 太政官日誌  
明治六年五月十八日

朕前日回祿の災に遭ひ宮殿之が爲に蕩盡すと雖も今や國用夥多の時に際し造築の事固よ

三條實美  
時に太政大臣



り之を丞にするを希はず朕が居室の爲に民産を損し黎庶を苦ましむること勿るべし汝實美其れ斯の意を體せよ

人民誘導の事を諸府縣知事令參事に命じ給へる

勅諭 太政官日誌  
明治六年五月二十四日

朕惟ふに方今國の未だ開明せざるに當て汝等地方の官に任じ人民をして國が意の在る所を信奉せしめんとするや其勞劬想ふべし夫れ善く斯民を誘導し各其所に安んぜしむる固より是牧民たる者の職にして其任甚重しと云べし汝等其能く旨を體し努力せよ

島津久光慰問の詔書 明治六年五月

朕久光の久しく病に在ると聞く近頃如何朕去歲西巡本縣に駕するの日汝建議を奏して匆卒の間批答するを得ず齊歸之れを熟談するに其條陳する所憂國の誠に出づ朕甚だ之を嘉

尙し汝意見蘊底を聽かんと欲するも千里の路隔て相見るを得ざるを恨む朕切に望らくは汝久光病微間に方らば速かに闕下に來り朕が國家の爲め諮詢する所あらんに欲する旨を副へよ乃ち特に海軍大輔勝安房侍從西四辻公業を遣し動靜を問はしめ且朕が内旨を傳へしむ竝に慰問として此品を遣致む

地租改正の詔 太政官日誌  
明治六年七月二十八日

朕惟ふに租税は國の大事人民休戚の係る所なり従前其法一ならず寛苛輕重率ね其平を得ず仍て之を改正せんと欲し乃ち所司の群議を採り地方官の衆論を盡し更に内閣諸臣と辨論裁定し之を公平畫一に歸せしめ地租改正法を頒布す庶希は賦に厚薄の弊なく民に勞逸の偏なからしめよ主者奉行せよ

澤宣嘉薨去に付勅宣 明治六年九月三十日

澤宣嘉一時  
に特命全權  
公使



夙に皇運の挽回を圖り心を勞し身を苦め竟に大政の維新に際し精を勵し職を盡す忽然世を謝す曷ぞ痛悼に勝ん因て正三位を贈り并て金幣を賜ひ以て功勞を彰す

開成學校開業式の時に雇教師に下し給へる勅語 明治六年十月九日

開成學校經營方に功を竣ふ朕今群僚を率ゐて茲に開業の典を擧ぐ惟ふに本校の學術今日の進歩に至るを得るは職と汝等諸教師の努力に因る朕深く之を嘉みす朕尙益學術を更張せんことを期す汝等亦能く此意を體せよ

開成學校開業式の勅語 寤寐漫筆 明治六年十月九日

開成學校經營方に功を竣ふ朕今其開業を親視し茲に學術の進歩を嘉みす朕惟ふに専門の學校は器を成し才を達するの處なり朕更に百般學術の益朕内に擴張せんことを期す汝等其れ此意を體せよ

岩倉具視  
時に右大臣

岩倉具視邸へ臨幸の時賜はりし勅語 明治六年十月二十日

國家多事の折柄太政大臣不慮の病患に罹り朕深く憂苦す汝具視太政大臣に代り朕が天職を輔け國家の義務を擧げ衆庶安堵候様黽勉努力せよ

岩倉具視の上奏に答へ給へる勅 明治六年十月二十四日

朕繼統の始より先帝の遺志を體し誓て保國安民の責を盡さんとす頼に衆庶同心協力漸く全國一致の治體に至る是に於て國政を整へ民力を養ひ勉めて成功を永遠に期すべし今汝具視の奏狀之を嘉納す汝宜く朕が意を奉承せよ

西郷隆盛等辭職に付陸軍武官に下し給へる勅諭

明治六年十月二十五日



西郷正三位病氣に付辭表の趣ありて參議近衛都督等差免し尤も大將如舊申付置たり元より國家柱石と依頼致すの意に於て渝ることなし皆々決して疑念を懷かず是迄の如く職務を勉勵せよ

近衛局に下し給へる勅諭 明治六年十月二十五日

北地の事情  
樺太問題  
につき露國  
との紛議

一新の業日治からずして未だ其半に至らず今や一層努力するに非ずんば成功期すべからず況や北地の事情其餘國事多端内外容易ならざる形勢に際し朕深く之を憂ふ汝等宜く朕が意を體認し一層勉勵其職を盡さんことを望む

三條實美の辭表に答へ給へる勅 太政官日誌  
明治六年十二月十九日

三條實美  
時に太政大臣

汝實美久しく疾に罹る朕甚だ之を憂ふ方今國家多事の際股肱の任缺くべからず汝實美病少く瘥ば其れ能く疾を扶て職を奉じ朕を輔翼せよ

三條實美  
更に内大臣  
に任ぜらる

三條實美に下し給へる親任の勅語 太政官日誌  
明治六年十二月二十五日

汝實美再三辭表の趣全く職掌に對し至誠の衷情に出づ朕之を容納せり然りと雖も方今國家多事の際朕が股肱一日も不可闕更に汝を親任す汝實美其之を勉よ

宮廷の用度を減じ軍資に充て給ふ詔 太政官日誌  
明治七年一月五日

今般陸海軍費の爲め新に祿税を設くるは要するに國力を強くし人民を保護するにあり朕も亦將に自ら簡約に従ひ以て其費に充つべし汝有司等斯旨を體し凡そ宮中の用度に於て務て減省する所あれ

近衛歩兵第一聯隊に下し給へる勅語 明治七年一月二十日

近衛歩兵第一聯隊編制なるを告ぐ依て今軍旗一旒を授く汝軍人協力同心して益武威を宣



揚し以て國家を保護せよ

島津久光鹿兒島に歸城するに當り下し給へる勅

語 明治七年  
二月十三日

汝久光近日鎮西の形勢を憂ひ自ら鹿兒島に赴かんと縷々上陳す朕甚其至誠の衷情を感ず  
今や國家多事の際朕が左右を離るべからずと雖も事情已を得ざるに出づ急に本縣に至り  
夫能く力を竭すべし尙速に歸京あるを待つ

佐賀縣の暴動嘉彰親王を征討總督に任じ給ふ詔

太政官 日誌  
明治七年二月二十八日

朕曩に佐賀縣下士民嘯聚を聞き内務卿大久保利通等を遣し之を鎮靜せしめんと欲す然る  
に益暴逆を逞くし擅に兇器を弄し遂に王師に抗するに至る其罪討せざるべからず乃ち

卿を以て征討總督に任じ委するに陸海軍務一切竝に將官以下の撰任黜陟等の事を以て名  
古屋以西四鎮の兵馬現役後備を論せず舉て以て卿が區處に聽す沿道諸縣の士民招募編制  
も亦宜しく便宜事に従ふべし且朕が近衛歩兵第二聯隊を假し以て朕が黎元を保護するの  
意極て切なるを明にす卿其れ斯旨を體し速に捷を闕下に奏せよ

佐賀の暴徒征討に付出張する近衛第二聯隊大隊

長に下し給へる勅語 明治七年  
二月二十八日

佐賀縣下賊徒征討に付特に總督に假すに朕が親軍近衛第二大聯隊を以てし朕が黎元を保  
護するの意極めて切なるを明にす汝等能く此旨を體し奮發從事速に平定の功を奏せよ

親軍出發に付留守近衛第二聯隊大隊長に下し給

へる勅語 明治七年  
二月二十八日



佐賀縣賊徒征討として特に總督に假すに朕が親軍第二聯隊を以てし之に赴かしむ仍ては輦轂の下守衛一層能く心を用る勉勵從事すべし

山縣有朋伊藤祐磨を佐賀征討參軍に任じ給ふ詔

太政官日誌  
明治七年三月一日

山縣有朋  
時に陸軍中將  
伊藤祐磨  
時に海軍少將

佐賀賊徒征討に付二品親王東伏見嘉彰を以て征討總督に任じ委するに陸海軍務一切の區處竝將官以下撰任黜陟等の事を以てす汝<sup>有朋</sup>參軍を命ず其れ能く帷幕の機謀に參し凡<sup>陸軍</sup>に關するの事は厚く總督を輔翼し速に成功を奏せよ

西郷從道を臺灣蕃地事務都督に任じ給ふ勅

法規分類大全  
明治七年四月五日

西郷從道  
時に陸軍中將

臺灣蕃地處分に付汝從道に命じ事務都督たらしむ凡そ陸海軍務より賞罰等の事に至るま

で委するに全權を以てす乃ち委任の條款を遵奉し黽勉從事其れ能く成功を奏せよ

- 一我國人を暴殺せし罪を問ひ相當の處分を行ふべき事
- 一彼もし其罪に服せざれば臨機兵力を以て之を討つべき事
- 一爾後我國人の彼地方に至るの時土人の暴害に罹らざる様能く防制の方法を立つべき事

谷干城赤松則良を臺灣蕃地事務參軍に任じ給ふ

勅 法規分類大全  
明治七年四月六日

谷干城  
時に陸軍少將  
赤松則良  
時に海軍少將

臺灣蕃地處分に付陸軍中將西郷從道に命じて事務都督たらしめ凡そ陸海軍務より賞罰等の事に至る迄委するに全權を以てす汝<sup>干城</sup>參軍を命ず其れ能く帷幕の機謀に參じ凡そ<sup>陸軍</sup>に關するの事は厚く都督を輔翼し速に成功を奏せよ



陸軍幼年學校に臨みて教頭に下し給へる勅語

寤寐漫筆  
明治七年四月七日

幼年學校を設けしより僅に兩三年今臨視するに學業技術頗る進歩の勢を觀る此れ汝等の處置方法宜きを得るの效なり朕之を悦ぶ抑校中の生徒は期するに陸軍士官の任を以てす汝等更に鼓舞作興し生徒をして朕が望む所に背かしむる勿れ

議院憲法頒布の詔 太政官日誌  
明治七年五月二日

朕踐祚の初神明に誓ひし旨意に基き漸次に之を擴充し全國人民の代議人を召集し公議輿論を以て律法を定め上下協和民情暢達の路を開き全國人民をして各其業に安んじ以て國家の重きを擔任すべきの義務あるを知らしめんことを期望す故に先づ地方長官を召集し人民に代て協同公議せしむ乃ち議院憲法を頒布す各員其れ之を遵守せよ

山田顯義  
將 時に陸軍少

山田顯義に下し給へる勅語 明治七年  
五月二十一日

曩に佐賀縣の役福岡縣新募の兵を率る險地に向ひ賊銳に當り戰鬪盡力速に平定の功を奏す朕深く之を嘉賞す

野津鎮雄  
將 時に陸軍少

野津鎮雄に下し給へる勅語 明治七年  
五月三十一日

曩に佐賀縣の役屢々賊銳を挫き速に平定を奏す一に汝が方畧宜きを得兵士を率る勵まし勇進奮戰の所置實に其職を辱かしめすと云ふべし朕深く之を嘉賞す

前山精一郎  
族 佐賀縣士

前山精一郎に下し給へる勅語 明治七年  
五月三十一日

曩に佐賀縣賊徒暴舉の際奮然大義を唱へ竟に同志と官軍に投じ力戰速に平定の功を奏す朕之を嘉みす



參謀渡邊陸軍少將に下し給へる勅語 明治七年五月三十一日

曩に佐賀の役謀議に參し進退其宜を得速に平定の功を奏す朕之を嘉みす

第四大隊長厚東陸軍少佐第十六大隊長茨木陸軍少

佐第十一大隊長和田陸軍少佐に下し給へる勅語

明治七年五月三十一日

曩に佐賀縣の役部兵を引率勇戦苦闘速に平定の功を奏す朕之を嘉みす

大久保利通に下し給へる勅語 明治七年八月五日

此節清國使命の儀は不容易大任苦勞に候へども素より國家の重事汝其任に克ゆるを信要す宜しく朕が意を體し盡力あるべし

使命—臺灣事件に付清國へ辦理大臣として差遣せられし也

ポアソナード—時に司法省雇

佛國人ポアソナードに下し給へる勅語 明治七年八月五日

始て面會悦ばし汝去冬以來我司法省に在て法律の事に從ひ大に勉勵の段朕之を満足せり今般全權辦理大臣大久保利通を清國へ派遣臺灣蕃地の事件を辦理せしむるに付き汝に命じて隨行せしむ仍て利通より諮ひ詢る事あらば汝の意見を盡し善く之を輔けて勉勵あらんことを望む

臺灣役の時諸省長官に下し給へる勅語 明治七年八月五日

臺灣の一舉追々功を奏すと雖も清國の關係不容易次第實に國家安危の秋なり孰れも奮發勉勵盡力あらんことを望む

島津久光に下し給へる勅語 明治七年八月十六日

島津久光—時に左大臣



當節臺灣の處置既に辦理大臣を派出し向後應接の事宜に依て不得止戰爭に立到るも難計實に國家安危の時朕日夜憂慮に不堪所也汝久光素より依頼する所且汝の職掌に就て當節柄是非病を助けて出勤勉勵可有之

西郷従道に凱旋を命じ給ふ勅

法規分類大全  
明治七年十一月十二日

朕向きに汝従道に命じ都督とし兵を率ゐて罪を蕃地に問はしめ三條を勅し十款を諭す汝遵奉懈らず克く其功を奏す然るに清國異議を其間に生じ事數月に彌る今や全權辦理大臣大久保利通等同國政府と互に條款を換へ彼已に我義舉を認め以て我兵を撤し更に好和を全ふするに至る乃ち汝をして全軍を將て凱旋せしむ汝其旨を奉ぜよ

米國人甲世爾に下し給へる勅語

明治七年  
十一月十五日

汝向に蕃地に入り險を冒し身を苦め功勞不少遂に病に罹ると聞く今恙なく歸朝す朕甚だ

蕃地ト臺灣

之を悦ぶ

支那人李仙得に下し給へる勅語

明治七年  
十一月十五日

汝我國事の爲め久しく派して清國に在り大に我國に裨益あり今安全歸朝す朕甚だ之を悦ぶ

李仙得一臺灣辨務使

佛國人ボアソナードへ勅語

明治七年  
十一月十九日

汝大久保全權辦理大臣と同じく清國に派遣し大に我國に裨益せり今安全に歸朝す朕甚だ之を悦ぶ

柳原前光に下し給へる勅語

明治七年  
十一月二十五日

汝前光特命全權公使として北京駐劄の際臺灣蕃地處分の舉に付彼政府と葛藤を生ずるに



方り汝能く委任の旨を遵守し義を執て屈せず反覆討論國權を辱かしめず交誼を保存せんことを期す其苦心想ふべし大久保辦理大臣を派遣するに至り汝能く之を輔翼し拮据殊に力む朕深く汝が其職を竭すを嘉尙す

大久保利通に下し給へる勅語 明治七年十一月二十七日

汝利通臺灣蕃地の舉あるや清國と大に葛藤を生ずるに方り辦理大臣の重任を奉往して其事を理せしむ汝克く朕が旨を體し反覆辨論遂に能く國權を全ふし交誼を奉存せしむ是に汝が誠心を盡し義を執て撓まざるの致す所なり當に朕が心を安ずるのみならず實に兆庶の慶福たり其功大なりと謂ふべし朕深く之を嘉尙す

西郷從道凱旋の時賜ひたる勅語 明治七年十二月二十七日

汝從道嚮きに都督の命を奉じて蕃地に入るや不日にして兇魁を誅し諸蕃相踵で降附せし

む是一に汝の艱難を冒し身力を竭すに由る朕深く之を嘉尙す

各國使臣賀正表を上りたる時の勅語 明治八年一月一日

新年の佳辰に方りて各友國の公使より誠意の祝詞を述べらるよこと欣喜の至りなり各友國の君主及び大統領にも皆無恙新禧の祝賀を迎へられんことを祈念す卿等も不相替無事にて越年珍重の事に候

海軍兵學寮に臨みて士官に下し給へる勅語

寤寐漫筆  
明治八年一月九日

海軍は國の主要たり故に其大任を擔當する士官と爲るべき者は第一其行を正しくし其學を成業せざるべからず名自宜敷此意を體し奮起勉勵せよ



薰子内親王降誕の時太政大臣の祝詞に答へ給ひ

し勅語 明治八年  
一月二十七日

爰に命名の慶儀を行ひ汝等を會し賀宴を開く汝等述ぶる所の祝辭朕深く之を欣ぶ汝等朕が嘉慶の意を體し其れ能く歡を盡せよ

木戸孝允を召し給ふ勅語 明治八年一月

前日來朕屢々汝に歸京を命ず汝病の不癒を以て懇々之を辭し且其職を解かんことを請ふ然と雖も今や國家の要務親く汝に諮詢せんと欲する者多し朕切に汝の力疾して歸京せんことを望む乃ち特に東久世侍從長を遣し朕が旨を諭さしむ汝其之を體せよ

軍艦清輝艦水卸式の勅語 明治八年  
三月五日

新製の清輝艦水卸式執行す是全く汝等の盡力に依る朕喜悅に堪ず此上一層速に落成せんことを深く希望す

米人ゼネラル、ホーレン、ケブロンへ勅語 明治八年  
三月二十八日

朕曩に汝を開拓使に聘し北海道開拓に従事せしむ汝能く長官を輔佐し黽勉職を盡すを以て事業皆其要を得て日月に進歩せり朕深く之を嘉賞す將來全道の繁殖を致し我國家の洪益たらんこと復疑を容れざるなり今期滿て歸らんとす朕汝が功勞を表し併て將來の幸福を望む

徳川昭武邸に臨幸し給ひし時の勅語 寤寐漫筆  
明治八年四月四日

朕親臨し光圀齋昭等の遺書を觀て其功業を思ふ汝昭武其能く遺志を繼ぎ益勉勵せよ



勳章制定の詔勅

太政官日誌  
明治八年四月十日

朕惟ふに凡そ國家に功を立て績を顯す者宜く之を褒賞し以て之に酬ゆべし仍て勳等賞牌の典を定め人々をして寵異表彰する所あるを知らしめんとす汝有司其斯旨を體せよ

元老院大審院及地方官會議設置の詔

太政官日誌  
明治八年四月十日

朕即位の初首として群臣を會し五事を以て神明に誓ひ國是を定め萬民保全の道を求む幸に祖宗の靈と群宗の力とに頼り以て今日の小康を得たり願に中興日淺く内治の事當に振作更張すべき者少しとせず朕今誓文の意を擴充し茲に元老院を設け以て立法の源を廣め大審院を置き以て審判の權を鞏くすべし又地方官を召集し以て民情を通じ公益を圖り漸次に國家立憲の政體を立て汝衆庶と俱に其慶に頼んと欲す汝衆庶或は舊に泥み故に慣ること莫く又或は進むに輕く爲すに急なること莫く其れ能く朕が旨を體して翼賛する所

あれ

地方官會議開會の詔

太政官日誌  
明治八年六月二十日

茲に地方官會議の始朕親ら臨て汝各官等に詔ぐ朕經國治民の易からざるを思ひ深く公論衆議に望むことあり今汝名地方官の重任に居り親く民情を知る誠に能く同志協力し事緒多端なるも務て其急を先にし議論異同あるも要するに其歸を一にし専ら衆庶の爲に公益を圖らば則ち斯會や國家無疆の幸福を開くの始たらん汝各官其れ斯の旨を體せよ

地方官會議議員に下し給へる勅語

明治八年  
五月二十日

朕去年五月に於て始て地方官會議を興さんとし既に召集の期あり外事方に起るに會し已むを得ず中頃に止む今年再び前業を舉げ議員悉く來會す朕甚だ之を嘉みす事新創に係り未だ實踐の則あらざるを以て汝議員今奏答する所を踐み相偕に協同經始して創業の源を



深し此會議の成效を收め他日人民幸福の流を長ぜよ汝議員其れ之を欽め

元老院開院式の勅語 太政官日誌  
明治八年七月五日

本日朕茲に親臨して始て本院を開き爾衆議官に詔ぐ朕前日衆庶に告ぐるに元老院を設けて立法の源を廣むるの旨を以てし乃爾衆議官を以て立法官たらしむ尙くは爾等各乃の心力を一にし乃の職任を盡し允に上下の康福を圖らば實に國家無彊の休なり欽て斯意を體して其能贊襄せよ

地方官會議閉院式の勅語 明治八年  
七月十七日

會議終るを告ぐ朕深く汝各官の能く誠を致し言を竭すを嘉みす奏する所の答議は更に元老院の議を徴し朕親ら之を裁すべし汝各官自今往て常職に就き益々爾の力を盡し以て我が治を賛けよ

華族會館に臨みて三條實美島津久光岩倉具視に

下し給へる勅語 明治八年  
十月七日

朕本日茲に親臨して衆華族へ宣示する所あり汝實美久光具視職務の傍ら宜く朕が意を體し華族一般をして途に就かしむるの事を圖れ

華族會館に臨みて會館創立首唱者に下し給へる

勅語 明治八年  
十月七日

汝等朕が意を推擴し首唱斯館を創立す朕之を嘉みす今後彌以て勉勵せよ

華族會館に臨みて華族に下し給へる勅諭 寤寐漫筆  
明治八年十月七日

朕茲に親臨し汝衆華族に宣示す朕曩に汝衆に諭す所あり汝衆能く朕が旨を體し昨年中同



志を會合して斯館を創立し以て國家に報効する所あらんとす朕甚だ之を嘉みす汝衆華族一般嗣後此館に従事し協同勉勵學術を研精し其目途を宏遠に期し爾の履行を竭くし爾の家道を齊へ能く名聲を保ち永く皇室に盡す所あれ

米國人ジョージ、ビー、ウキリヤムスに下し給

へる勅語 明治八年十月十五日

明治四年十月遠く汝を聘して我大藏の顧問に任じ専ら收稅理財の事務を補理せしむることと茲に數年汝黽勉の力に憑て其裨益する尠しとせず中に就て曩に我政府公債を海外に募るの日汝又理事官と共に歐米兩州に航し之を扶掖整完する其功勞多に居る朕特に之を嘉賞す今汝約了り期滿て國に歸るを告ぐ朕乃ち汝が航路恙なく併せて將來の幸福を保有せんことを祈望す

千島樺太交換條約批准の詔

太政官 日誌 明治八年十一月十日

天佑を保有し萬世一系の帝祚を踐たる日本皇帝此書を以て宣示す朕全露西亞皇帝陛下と望を同し朕は樺太島連島の内朕が所領たる部分を全露西亞皇帝陛下に讓與し全露西亞皇帝陛下は其所領たる千島群島アイツルの全部を朕に讓與することを互に決したるを以て雙方の全權重臣明治八年五月七日彼得堡に會し其條約を締盟調印せり即其條款左の如し(條款略す)

朕親しく右條約を通覽し其旨を至當とす故に今此書を以て之を全く證認批准し天地と悠久を期し總て條約中所載の條款は正に之を遵行せん事を約す右定證として爰に朕が名を親記し國璽を鈐せしむ

一般華族に賜はりし勅語 明治八年十一月十二日



去月七日朕親く華族會館に臨み告諭せし以來汝等朕が意を體し同心協力會館を振起するの趣満足せり汝等益勉勵事必成を期せよ

賞牌制定につき各親王に下し給へる勅 明治八年十二月二十八日

各親王一  
品親王有栖  
川宮熾仁、  
二品親王山  
階宮晃、有  
栖川宮熾  
仁、伏見宮  
貞愛、東伏  
見宮嘉影、  
三品親王梨  
本宮守修、  
華頂官博  
經、北白川  
宮能久、久  
邇宮朝彦

朕曩に賞牌の制を定め依て鑄造せしめ以て成る今や朕首として之を佩び且つ郷等に賜與す郷等それ斯寵榮を同せよ

元老院開院式の勅語 明治九年二月十五日

朕爰に親臨して開院の典を行ふ汝衆議官能く朕の意を體し尙益勉勵あらんことを望む

西郷從道に下し給へる勅 明治九年二月二十二日

汝曩に臺灣蕃地事務都督として彼地へ出張鞠躬盡力畫策其宜を得速に成效を奏す朕深く

之を嘉みす依て勳一等に叙し賞牌を賜與す

柳原前光に下し給へる勅 明治九年四月五日

汝曩に臺灣蕃地の舉より清國と大葛藤を生じ全權辦理大臣大久保利通未だ派出せざるの際彼國政府と反覆辨論遂に成功に至る朕ただ之を嘉みす仍て其賞として金千圓を賜與す

佛國人ボアンナードに下し給へる勅語 明治九年四月六日

汝曩に全權辦理大臣大久保利通に隨行清國政府と談判の際盡力勉勵遂に成功に至る朕甚だ之を嘉みす

トーマス、アンチセルに下し給へる勅語 明治九年四月

汝我國紙幣寮に職を奉ずる以來理化學を以て匪勉教授し其要訣を誨示し中に就き安全印

柳原前光一  
時に特命全  
權公使



色製練及製藥の秘法を發明する如きは將來我國楮幣製造の功用に裨補ある鮮少ならず朕殊に之を嘉賞す今汝約了り國に歸るを告ぐ朕乃ち汝が航海恙なく併て將來の幸福を保有せんことを望む

支那人李仙得に下し給へる勅語 明治九年四月六日

汝曩に臺灣蕃地の舉より清國と談判結局に至るまで一方ならず拮据勉勵其勞少からず朕甚だ之を嘉みす

木戸大久保兩邸に臨みて下し給へる勅語

法親分類大全  
明治九年四月十四、十五日

汝<sup>孝</sup>利<sup>通</sup>維新の始めより國事に鞅掌し今や幸に平安に屬す之れ汝等輔翼の功に因る所なり朕茲に親臨し偕に歡を盡すを欣ぶ

奥羽御巡幸中大政を三條實美に委任し給ふ勅

法規分類大全  
明治九年六月一日

三條實美  
臣 時に太政大臣

朕巡幸の間親く政を視ることを得ず凡百の事爾實美に委任す爾實美其れ朕が意を體して之を處分せよ若し夫れ重大の件に至ては一々之を行在に以聞して裁を請へ事の緊急にして稽緩すべからざるものは便宜處決して後其事由を以聞すべし

栃木縣の招魂場を弔し給ふ詞 寤寐漫筆  
明治九年六月五日

汝等曩に兇賊鴟張の際に當り命を大義に致し或は屍を亂軍の中に暴す朕今東巡の次親く其地を經殊に追悼に堪へず依て縣官をして汝等の墓を弔し聊か金幣を賜ふ

熾仁親王に國憲起草を命じ給ふ詔 寤寐漫筆  
明治九年九月六日

熾仁親王  
時に元老院議長



朕爰に我建國の體に基き廣く海外各國の成法を斟酌して以て國憲を定めんとす汝等之が草按を起創し以て聞せよ朕將に之を撰ばんとす

黒田清隆に下し給へる勅語 明治九年九月二十二日

黒田清隆  
時に特命全  
權辦理大臣

朕曩に汝清隆を朝鮮國に派遣し負はしむるに重任を以てす汝克く黽勉して終に其使命を全ふし新に條約を互換し以て兩國の好みを爲せり朕甚だ之を嘉みす

井上馨に下し給へる勅語 明治九年九月二十二日

井上馨  
時に特命全權  
副辦理大臣

朕曩に黒田清隆を朝鮮國に派遣するや汝馨を副たらしむ遂に克く其使命を全ふし新に條約を互換し以て兩國の好みを爲せり朕甚だ之を嘉みす

伊勢神宮へ大勳章を納め給ふ詔 寤寐漫筆  
明治九年十二月二十七日

朕曩に勳章の典を定め旭日大綬章以下八種の章飾を造る今又大勳位菊花大綬章及菊花章の二種を製し以て獎勵の道を擴めんとす依て前の八種を併せて之を祖宗の廟に納め永く國家の型典とす汝有司其斯旨を體せよ

米國獨立百年紀の博覽會を祝して大統領へ遣は

されたる御書 明治九年十二月

貴國政府茲に博覽會を開き其第一百年を祝せり朕曩に委員を派遣し之に會同せしむ委員等其會事の大に備はり竝に其懇遇を受くるを奏す朕惟ふに將來の一百年は嘗に貴國百般の技業をして愈隆盛ならしむるのみならず亦益昌寧ならんこと疑を容れず且兩國の交際日に月に親密ならんことを希望す乃ち貴政府の下に駐劄する我公使に命じ朕が懇親なる賀詞を呈し及び貴國人民の爲に之を祝す



減租の詔 明治十年一月四日

朕惟ふに維新日淺く中外多事國用實に賸られず而して兆民猶疾苦の中に在りて未だ富庶の澤を被らざるを愍み曩に舊税法を改正して地價百分の三となし偏重無らしめんとす今又稼穡の艱難を察し深く休養の道を念ふ更に税額を減じて地價百分の二分五厘となさん有司宜く痛く歳出費用を節減して以て朕が意を賛くべし

岩倉具視に政治を委任し給ふ勅 明治十年一月二十四日

朕西巡の間親く政を視ることを得ず凡百の事汝具視に委任す爾具視其れ朕が意を體して之を處分せよ若し夫れ重大の件に至つては一々之を行在に以聞して裁を乞へ事の緊急にして稽緩すべからざる者は便宜處決して後其事由を以聞すべし

西京へ御發輦の際三條太政大臣其他各大臣に下

岩倉具視  
時に右大臣

し給へる勅語 明治十年一月二十四日

去る四日に申し聞け置きたる民を休養するの義に付ては各能く朕が意の貫徹する様に施政上に於て篤く注意するやうに

西京神戸間鐵道開業式に臨みて工部の諸官員に

下し給へる勅語 明治十年二月五日

汝等殊に勉勵従事速に此功を奏す朕深く之を嘉尙す

西京神戸間鐵道開業式に百官に下し給へる勅語

寤寐漫筆  
明治十年二月五日

西京神戸間の鐵道工竣るを告ぐ朕親臨して開業の典を行ふ汝百官拮据經營此工事を完成



し衆庶と與に慶祝することを得る朕深く之を嘉尙す

西京神戸間鐵道開業式に大阪府知事京都府知事

兵庫縣令に下し給へる勅語 明治十年  
二月五日

祝詞満足せり朕衆庶の勉て公益を謀り永く福祉を全うせんことを望む

西京神戸間鐵道開業式に雇外國人に下し給へる

勅語 明治十年  
二月五日

此工事を落成するは汝等の職に稱ひ勉勵するに因ること多し朕満足せり

西京神戸間鐵道開業式に居留外國人に下し給へ

る勅語 明治十年  
二月五日

西京神戸間の鐵道開業の日に當り卿等遠を辭せず齊く此地に來會して慶福の意を表せらる朕深く之を悦ぶ

藤原不比等追賞の勅宣 明治十年  
二月十日

汝不比等父に繼で皇室に功勞あり且律令を鑿修す朕之を追感す今大和に幸するに因り使を遣し汝の墓を弔し且金幣を賜ふ

大臣武内宿禰追賞の勅宣 明治十年  
二月十一日

汝歷朝に奉仕し萬機を補翼す朕深く之を追感す今大和に幸するに因り使を遣し汝の墓を弔し且金幣を賜ふ

楠木正行追賞の勅宣 明治十年  
二月十七日



汝正行父の志を繼ぎ力を王事に盡し遂に國難に斃る朕其世忠を追感す今大和に幸するに  
困り使を遣し汝の墓を弔し且金幣を賜ふ

熾仁親王を鹿兒島縣逆徒征討總督に任じ給ふ詔

寤寐漫筆  
明治十年二月

朕卿を以て鹿兒島縣逆徒征討總督に任じ陸海一切の軍事並將官以下黜陟賞罰舉て以て卿  
に委す卿黽勉從事速に平定の功を奏せよ

山縣有朋黒田清隆河村純義を征討參軍に任ずる

詔 寤寐漫筆  
明治十年二月十九日

山縣有朋  
時に陸軍卿  
黒田清隆  
時に陸軍中  
將  
河村純義  
時に海軍大  
輔

二品親王有栖川熾仁を以て鹿兒島逆徒征討總督に任じ委ぬるに陸海一切の軍事並將官以  
下黜陟賞罰の事を以てし汝<sup>有朋</sup>純義<sup>清隆</sup>に參軍を命ず其れ能く帷幕の機謀に參して總督を輔翼し

速に成功を奏せしめよ

西南の役に島津久光に下し給へる勅詔 明治十年  
二月二十六日

鹿兒島縣下逆徒熊本城に亂入朝憲を蔑如し官兵に抗し悖亂の舉動に及ぶ朕既に征討の命  
を布き二品親王有栖川熾仁を以て征討總督となし進發を命ぜり汝久光忠義實に國の元功  
朕が素より信重する所今特に議官柳原前光を遣し朕が旨を諭さしむ其れ能く爾の誠意を  
致せよ

熾仁親王に下し給へる勅 明治十年  
三月七日

卿征討總督の任を以て陸海軍を指揮し畫策進討其職を盡す朕其勞を慰し賜ふに酒饌を以  
てす尙黽勉將士を率る勵し速に平定の功を奏せよ



大阪臨時病院に臨みて同病院長石黒忠恵に下し

給へる勅語 明治十年三月三十一日

病者は朕が臨むを見て故らに正坐平伏する者あり若し敬禮するが爲に創の疼痛を増すとあらば朕が欲せざる所なり汝よく患者をして此意を體しめよ

熾仁親王に酒饌を賜はりし時の勅 寤寐漫筆 明治十年五月十三日

卿諸軍を統督し籌策指揮其宜しきを得曩に熊本城に聯絡し大に賊勢挫く朕卿の日夜奮勉能く其職を盡すを喜ぶ依て侍従長東久世通禧を遣し賜ふに酒饌を以てし卿が積日の勞を慰す卿其自愛努力せよ

木戸孝允薨去の時賜はりし勅宣 明治十年五月二十八日

公誠忠愛。夙傾心于皇室。獻替規畫。大展力於邦猷。贊維新之洪圖。襄中興之偉業。功全德豐。有始有終。洵是國家之柱石。實爲朕之股肱。茲聞溘亡。曷勝痛悼。因贈正二位。併賜金幣宣。

西南の役行在所にて川路利良に下し給へる勅語 明治十年七月三日

川路利良  
時に陸軍大  
將兼大警視

汝利良嚮に部下の諸兵を率る進て賊鋒を挫き連戦累捷遂に鹿兒島に連絡せり朕深く汝が職任を盡せるを嘉みす

米國人ジョンエルカドワラターへ勅語 明治十年七月二十四日

ワラター  
前の米國外  
務大輔

卿は本國に在て外務に奉職し大に國事に勤勞せられし旨兼て聞及べり今我國を經歷する際にして面會するは朕の悦ぶ所なり若し見聞せんとする所あらば朕が外務卿輔に語られよ



西京より還幸に付熾仁親王に下し給へる勅

寤寐漫筆  
明治十年七月二十五日

征討の諸軍皆能く奮戦勇進賊勢日に退縮す是れ卿が都督の任を盡し籌策宜きを得るの致す處朕之を嘉尙す朕今將に東京に還らんとす依て陸軍中將西郷從道をして特に其地に遣し積日の勞苦を慰問せしむ時炎熱に際す卿其れ自愛せよ朕切に望む卿の益勵精して速に凱歌を奏せんことを

西南の役に従軍せし屯田兵に下し給へる勅語

寤寐漫筆  
明治十年八月十八日

汝等北海道遼遠の地より遙に西南征討の役に従ひ盡力奮戦候段朕深く之を嘉尙す

内國勸業博覽會開會の勅語

寤寐漫筆  
明治十年八月二十一日

爰に内國勸業博覽會開場の日に當り朕親ら臨み開場の典を行ふ朕惟ふに會場の整備せる列品の良好なるや以て知識の日に開明に赴き月に精巧に進むを徵すべし而して有司勸奨の効も亦小なりとせず朕深く之を悦ぶ朕更に望む人民の益奮勵し産業の益繁盛し我全國をして永く殷富の幸福を享けしめんことを

第二新選旅團兵の解隊整列式に前島密等に下し

給へる勅語  
明治十年八月二十二日

西南賊徒追討豫備として徵集新選旅團編集練兵等非常盡力苦勞に存す追日賊勢窘縮討滅近に在り因て第二次新選旅團出張に及ばず今日解隊の段満足す

前島密一時  
に内務少輔



池田慶徳  
舊岡山藩主

池田慶徳薨去に付勅宣

明治十年  
八月

傾心皇室。夙盡藩屏之任。竭力國家。常致臣子之誠。鴻業有贊。偉勳可嘉。茲聞溢亡。良切痛悼。因贈正二位。以表彰宣。

開拓使屯田兵の解隊整列式に下し給へる勅語

寤寐漫筆  
明治十年九月十八日

西陲賊徒追討豫備として屯田豫備兵を徴し演習等非常勉勵せり追日賊勢窘縮平定近に在り因て出征に及ばず今日歸籍の段満足す

別働隊第三旅團整列天覽の節下し給へる勅語

明治十年  
九月二十日

曩に賊勢猖獗の時に當り汝等臨機の命を奉じ從軍盡力の段朕之を嘉尙す

西南役の時出征中の熾仁親王に下し給へる勅

寤寐漫筆  
明治十年九月二十五日

卿諸軍を統督し久しく戦地に在り勞苦想ふべし近ごろ聞く惡病流行頗る暴厲を逞くすと出征の人或は之に觸る者あらん朕甚だ之を憂ふ依て今侍從高辻修長侍醫竹内正信を遣し其近狀を視せしめ且藥品を頒與し懇に勞問の意を通ぜしむ卿其れ此旨を將校士卒及び諸の軍人に傳諭し須く其豫防を嚴にし各自保愛すべし  
使臣將に發せむとす忽ち吉報を得たり昨日の戦賊巢を勦し巨魁を斃し事全く平定に歸すと朕大に懷を慰す卿の力を盡せる知るべきなり不日凱旋の時其委細を聞かんことを樂む  
千萬自重せよ

敬仁親王御命名式の勅語

明治十年  
九月二十五日



爰に命名の慶儀を行ひ汝等を會し賀宴を開く汝等述る所の祝辭朕深く之を欣ぶ汝等朕が喜慶の意を體し其れ能く歡を盡せよ

西南役官軍凱旋につき黒田清隆に下し給へる勅

語 明治十年十月三日

曩に鹿兒島逆徒征討に方て朕汝に參軍を命ず汝能く總督を補翼し久く艱苦を經參籌督戰克く平定の效を奏す朕深く之を嘉みす

同時野津鎮雄、大山巖、山田顯義に下し

給へる勅語 明治十年十月三日

野津鎮雄  
時に陸軍少將  
大山巖  
時に陸軍少將  
山田顯義  
時に陸軍少將

汝<sup>顯</sup> 鶴<sup>義</sup>に部下の諸兵を率る各地轉戰久く艱苦を經終に克く其效を奏す朕深く汝が職任を盡せるを嘉みす

同時熾仁親王殿下に下し給へる勅語 寤寐漫筆 明治十年十月十日

曩に鹿兒島逆徒征討に方り朕卿に委するに總督の任を以てす卿能く朕が旨を體し久く闕外に在て艱苦を經畫策其宜を得克く平定の效を奏す朕深く之を嘉みす

同時山縣有朋河村純義に下し給へる勅語 寤寐漫筆 明治十年十月十日

曩に鹿兒島逆徒征討に方て朕汝に參軍を命ず汝能く總督を補翼し久く艱苦を經參籌督戰克く平定の效を奏す朕深く之を嘉みす

同時嘉彰親王に下し給へる勅語 明治十年十月十日

卿嘉彰嚮に部下の兵を率る戰鬪盡力終に克く其效を奏す朕深く卿が其職任を盡せるを嘉



曾我祐準一  
時に陸軍少  
將

みす

同時曾我祐準に下し給へる勅語 明治十年十月十日

汝祐準嚮に部下の諸兵を率る各地轉戦久く艱苦を経終に克く其效を奏す朕深く汝が其職任を盡せるを嘉みす

同時伊東祐磨に下し給へる勅語 明治十年十月十日

汝祐磨曩に部下の艦隊を率る陸軍に應援し久く外に在て艱苦を経終に克く平定の效を奏す朕深く之を嘉みす

同時高島軻之助に下し給へる勅語 明治十年十月十五日

汝軻之助曩に部下の諸兵を率る各地轉戦久く艱苦を経終に克く其效を奏す朕深く汝が其

職任を盡せるを嘉みす

宇和島出張巡查隊整列天覽の節下し給へる勅語 明治十年十月九日

曩に西南賊徒猖獗の際臨機の命を奉じ長々出張苦勞に存す

學習院開校式に臨御の節賜はりし勅語 明治十年十月十七日

惟るに汝等能く旨を奉じ此校を協立し開業の典を行ふ其志嘉すべし嘗て仁孝帝京都に於て學習院を建て諸臣をして就學せしむ朕今先志を紹述し本校を名けて學習院と號す冀くは汝等子女をして黽勉時習せしめ以て皇祖の前烈を恢張せよ

新撰旅團整列式の時下し給へる勅語 明治十年十月三十日

曩に西南暴徒征討に際し迅速徵募に應じ新撰旅團に編入征軍に従ひ各地奮戰特に平定の



大島義昌  
時に歩兵第  
一大隊長

功を奏し今日解隊の段朕之を嘉みす

西南役官軍凱旋につき大島義昌に下し給へる勅

語 明治十年  
十月

汝等曩に鹿兒島逆徒征討の軍に従ひ各部下を率る奮戦劇闘累月艱苦を経終に平定の功を奏す朕深く其職任を盡すを嘉みす

同時三好重臣三浦梧樓に下し給へる勅語 明治十年  
十一月一日

三好重臣  
時に陸軍少  
將  
三浦梧樓  
時に陸軍少  
將

汝<sup>重臣</sup>梧樓に部下の諸兵を率る各地轉戦久く艱苦を経終に克く其效を奏す朕深く汝が其職任を盡せるを嘉みす

同時谷干城に下し給へる勅語 寤寐漫筆  
明治十年十一月一日

谷干城  
時に陸軍少  
將

汝干城嚮に賊徒の熊本を侵すや部下の諸兵を督し孤城を堅守し繞て各地に轉戦し久しく艱苦を経終に克く其效を奏す朕深く汝が職任を盡せるを嘉みす

同時凱旋の諸隊整列式天覽の際下し給へる勅語

寤寐漫筆  
明治十年十一月一日

曩に西南賊徒征討に際し各地奮戦終に平定の功を奏し候段朕深く之を嘉みす

熾仁親王を大勳位に叙し給へる勅語 明治十年  
十一月二日

卿曩に鹿兒島逆徒征討に方り諸軍を總督し久く閩外に在り畫策其宜を得克く平定の效を奏せり朕深く之れを嘉みす依て大勳位に叙し菊花大綬章を授與す

大久保利通に下し給へる勅語 明治十年  
十一月二日



汝利通曩に佐賀縣の暴動あるや速に鎮靜の功を奏し臺灣の舉重任を奉じ清國に赴き克く其事を辨理し兩國の和平を保てり朕深く勳勞を嘉賞す仍て位一級を進め且前日授くる所の旭日大綬章に年金七百四十圓を附與す

山縣有朋河村純義黒田清隆を勳一等に叙し給へ

勅語 明治十年十一月二日

汝曩に鹿兒島逆徒征討參軍として總督を補翼し參籌督戰克く平定の效を奏せり依て勳一等に叙し旭日大綬章を授與す

大隈重信を勳一等に叙し給へる勅語 明治十年十一月二日

天佑を保有し萬世一系の帝祚を踐みたる日本國皇帝は參議兼大藏卿正四位大隈重信を明治勳章の勳一等に叙し旭日大綬章を授與す仍て卿は此位に屬する禮遇及び特權を有する

河野敏鎌  
時に長崎臨時裁判所幹事  
岸良兼養  
時に長崎臨時裁判所檢事長  
グエルベツキ、ジブスケ  
ケ―共に元老院備

を得べし

河野敏鎌岸良兼養に下し給へる勅語 明治十年十一月八日

九州地方國事犯處刑に付久しく該地に在て艱勉事に従ふ朕甚だ之を嘉みす

米人グエルベツキ及佛人ジブスケに下し給へる

勅語 明治十年十一月九日

汝朕が政府の爲に緊要の事務を賛る茲に年あり其勞鮮からず今や期滿て既に約を解く朕ただ其功を嘉す

第一回内國勸業博覽會閉場式の勅語 明治十年十一月三十日

内國勸業博覽會爰に滿期を告ぐ朕親ら臨み閉場の典を行ふ朕深く汝衆庶の勉力と諸官の



勤勞とに因て此會を完うせるを悦ぶ

西南の役に従軍せし隊付各部長へ勅語 明治十年十一月

汝等曩に鹿兒島暴徒征討の軍に従ひ各部下と共に奮發勉勵累月艱苦を経終に平定の功を奏す朕深く其職任を盡すを嘉みす因て侍従を遣はし汝等以下諸官へ酒饌を賜ふ

大木喬任寺島宗則を勳一等に叙し給へる詔勅 明治十年十一月二日

天佑を保有し萬世一系の帝祚を踐みたる日本國皇帝は參議兼司法卿正四位大木喬任參議兼外務卿正四位寺島宗則を明治勳章の勳一等に叙し旭日大授章を授與す仍て卿は此位に屬する禮遇及及特權を有するを得べし

伊藤博文を勳一等に叙し給へる勅語 明治十年十一月二日

天佑を保有し萬世一系の帝祚を踐みたる日本國皇帝は參議兼法制局長官正四位伊藤博文

を明治勳章の勳一等に叙し旭日大授章を授與す仍て卿は此位に屬する禮遇及び特權を有するを得べし

巡查隊整列式天覽の時大隊長心得萩原貞固に下

し給へる勅語 寤寐漫筆 明治十年十一月七日

曩に賊勢猖獗の時に方り汝等臨機の命を奉じ従軍盡力の段朕之を嘉尙す

仙臺、熊本、廣島、名古屋、大阪各鎮臺に下し

給へる勅語 明治十年十一月

汝等嚮に鹿兒島暴徒征討の軍に従ひ各部下と共に奮戰劇闘累月艱苦を経終に平定の功を奏す朕深く其職任を盡すを嘉す因て侍従を遣はし其勞を慰し汝等以下諸兵へ酒饌を賜ふ



大隈重信に下し給へる勅語 明治十年十二月十四日

曩に臺灣の擧あるや汝重信事務長官の任を盡し日夜黽勉能く之を綜理す朕其功勞を嘉みす

凱旋諸艦隊に酒饌を下賜せられし時勅語

寤寐漫筆  
明治十年十二月二十五日

曩に西南賊徒征討に際し諸艦隊各所連戰陸軍に應援し終に平定の功を奏す朕深く之を嘉みす因て侍從綾小路有良を遣し其勞を慰し酒饌を賜ふ

駒場農學校開校式の勅語 寤寐漫筆  
明治十一年一月二十四日

朕惟ふに農は國の本なり物産由て以て殖し生民由て以て富む是れ此學の講ぜずんばある

べからざる所以なり今や本校建築竣るを奏す朕甚だ之を嘉みす親ら臨んで開校の典を擧ぐ後來我國産をして益繁殖ならしめ我國民をして益富饒ならしむることは朕大に此校に望む所なり

駒場農學校にて外國教師ドクトル、ジョン、アダム、マックブライド等に賜はりたる勅語 明治十一年一月二十四日

農學校經營方に功を竣ふ朕親く臨んで開業の典を擧ぐ汝等朕が農學を擴張するの意を體し善く生徒を鑄成し本邦の農事をして繁盛に至らしめんことを望む

地方官會議開院式の勅語 明治十一年四月十日

朕今爾各官を徵集して諮詢する所あり親ら臨んで開院式を行ふ爾等朕が意を體し各見る所を悉せ



地方官會議閉院式の勅語

明治十一年五月三日

會議終るを告ぐ朕各官の能く誠を致し言を竭すを嘉みす

大久保利通薨去に付賜はりたる勅宣

明治十一年五月十五日

忠純許<sub>レ</sub>國。策<sub>ニ</sub>鴻圖乎復古。公誠奉<sub>レ</sub>君。贊<sub>ニ</sub>丕績于維新。剛毅不<sub>レ</sub>撓。外樹<sub>ニ</sub>殊勳。英明善斷。內奏<sub>ニ</sub>偉功。洵是股肱之良。實爲<sub>ニ</sub>柱石之臣。茲聞<sub>ニ</sub>溘亡。曷勝<sub>ニ</sub>痛悼。仍贈<sub>ニ</sub>右大臣正二位。竝賜<sub>ニ</sub>金幣五千圓。

大久保利通薨去に付各地方官に下し給へる勅諭

明治十一年五月十五日

昨日大久保參議の凶變あるや朕深く股肱の良臣を失ふを悼む國家の不幸之に過ぐるなし

汝等能く朕が意を體し益勉勵し治民の職を盡せ

陸軍士官學校開校式の勅語

寤寐漫筆  
明治十二年六月十日

朕惟ふに兵の強弱は士官の精否に由る是此校の設ある所以なり今や建築功竣るを告ぐ朕親ら臨て開業の典を舉げ自今良士官を養成し以て我陸軍の益進歩するは朕の殊に此校に望む所なり

工部大學校開業式の勅語

寤寐漫筆  
明治十一年七月十五日

曩に工部大學校を經營せしめ今工事竣るを奏す朕親ら臨て開業の典を擧ぐ朕惟ふに百工を勸むるは經世の要にして時務の急なり自今此校に従學する者甞勉して以て利用厚生之源を開かんことを望む



巡幸—北陸  
道東海道巡  
幸

三條實美へ政治委任の勅 明治十一年  
八月二十八日

朕巡幸の間親く政を視ることを得ず凡百の事爾實美に委任す爾實美夫れ朕が意を體して之を處分せよ若し夫れ重大の件に至ては一々之を行在所に以聞して裁を請へ事の緊急にして稽緩すべからざるものは便宜處決して後其事由を以聞すべし

琉球藩を廢し藩王を東京に移すべき旨勅

法規分類大全  
明治十二年三月十一日

琉球藩舊しく王化に服し寔に覆育の德に頼る今乃ち恩を怙み嫌を挾み使命を恭まざる蓋し舟路遼遠見聞限あるの致す所朕一視同仁深く既往の罪を責めず該藩を廢し尙泰を東京府下に移し賜ふに第宅を以てし且尙健尙弼を以て特に華族に列し俱に東京府の貫屬たら

しむべし所司奉行せよ

大原重徳薨去に付賜はりし勅語 明治十二年  
四月四日

夙に皇道の衰微を憂ひ心を勞し思を焦し遂に大政の維新を賛け精を勵し誠を效す矧や又奉仕朝を累ね勤勞年を積む此に溘逝を聞く曷ぞ痛悼に勝へん因て正二位を贈り併て金幣を賜ひ以て表彰す

東京大學醫學部開業式の勅語 寤寐漫筆  
明治十二年四月二十二日

人生貴ぶ所のものは身體の健全にして之を保護するの根基は醫學に由らざるはなし是れ會て此學部の設ある所以なり今其校舍を經營し其基模を恢宏にす朕親ら臨んで開業の典を擧ぐ自今益斯學の隆昌ならんことを望む



上野公園に臨御せられし時府民に賜はりたる勅

語 明治十二年  
八月二十五日

朕府下人民の請により本日爰に親臨し其祝詞を受け甚だ満足せり朕人民の勉めて其業を  
營み永く福祉を享けんことを望む

近衛射的場開場式の勅語 明治十二年  
九月二十日

今般諸隊を以て射的場建設神速に成功し太儀の至りなり將來愈射的術の進歩せんことを  
思ふ

海軍兵學校へ臨御の節生徒に賜はりし勅語 明治十二年  
十二月二十五日

朕本日諸生徒の事業を観るに進歩復昔日の比にあらず感悦の至り尙勉強漸次海軍の盛大

を望む

海軍兵學校に臨御せられし時列席の各艦長に賜

ひし勅語 明治十二年  
十二月二十五日

朕曩に艦隊操縦に臨んと欲して多事にて果さず不堪遺憾因て今に臨む汝等益勉勵せよ

地方長次官に下し給へる獎勵の勅語 明治十三年  
二月二十七日

今日爾等地方各官陪讌の歡を得るに當り朕親しく告ぐる所あらんとす

朕即位の初祖宗の位靈に倚り大政を興復し繼で郡縣の制を發し曠古非常の改革を行ふ當  
時朕猶幼冲なるも爾等臣僚と朝夕致々する所のもの未だ嘗て一日も國を安じ民を利する  
にあらずんばあらず爾等數年舉行する所皆漸次に立憲の基を經始して朕が幼志を暢達す  
るの楷梯進路なり顧みるに維新以來百般經營の事略其緒に就くも前途猶遠く未だ其效を



終へず人民新に變亂を離れ教育の道未だ偏ねからず士の學文ある者多くは産業無く農商の資産ある者概ね知識に乏し是皆爾等の知る所なり朕常に在廷臣僚と遠く慮て深く謀る所の者は國の政事の宜しく歩を逐ふて進み漸を以て施し之を行ふに順序を以てすべし爾等地方各官民情に通ず必ず能く朕が心を諒せん地方施治の事朕一に擧て以て爾等に委す士の恒産を得ざる者爾等之を勸導し以て其業に就かしめよ農商の未だ教學に沾はざる者爾等之を薰陶し以て其知識を長ぜしめよ人民の政論に熱心し大局を解せずして或は躁進過激に涉る者爾等之を訓告戒飾し方向を誤らしむること勿れ要之爾等廟議の在る所を體し人民を匡直輔翼し以て朕が漸次に歩を進むるの志を賛げよ

佛國人ミユニエ歸國の時下し給へる勅語

明治十三年  
五月五日

我陸軍擴張の時に際し貴國政府に請求し汝を以て教導の事を主どらしむ汝久しく其職務

に力を盡し大に兵制の進歩を賛げ其功最多し朕深く之を嘉す今期滿て特に本國に歸らんとす朕之を惜む汝自愛せよ

シャルベール以下四名に下し給へる勅語

明治十三年  
五月五日

我陸軍更張の時に當て汝久しく教導に力を盡し大に兵制の進歩を賛く朕深く之を嘉す今期滿て將に本國に歸らんとす朕深く之を惜む汝自愛せよ

熾仁親王に下し給へる政治委任の勅

明治十三年  
六月十五日

朕巡幸の間親く政を視ることを得ず凡百の事卿に委任す卿夫れ朕が意を體して之を處分せよ若し夫れ重大の件に至ては一々之を行在所に以聞して裁を請へ事の緊急にして稽緩すべからざるものは便宜處決して後其事由を以聞すべし

巡幸—山梨  
縣三重縣京  
都府御巡幸



野津鎮雄  
時に陸軍中  
將

野津鎮雄薨去に付勅宣  
明治十三年  
七月二十五日

夙に王事に勸め力を復古に致し久く闕職を奉じ心を軍制に盡し亂を佐賀に平け賊を鹿兒島に殄す曷ぞ帝國の良將のみならんや實に朕の忠臣と爲す茲に溘亡を聞き痛悼に堪へず仍て正三位を贈り并せて金幣を賜ふ

天長節觀兵式に各國公使に下し給へる勅語  
明治十三年  
十一月三日

卿等各健康にて相揃はれ來觀せらるゝを喜ぶ

第二回内國勸業博覽會開場式の勅語  
明治十四年  
三月一日

第二回内國勸業博覽會成を告ぐるを以て爰に開場の典を行ふ朕爾來産業の日々旺盛に赴き前回に比すれば品物の精良且夥多なるを信ず是全く人智開進の致す所にして有司獎勵

の效多しとす自今官民の益匪勉して産業の盛大を期し我全國をして永く殷富の幸を享けしめんことを望む

學習院に臨幸の時下し給へる勅語  
明治十四年  
四月十五日

嚮に本院開業の日に當り朕親ら臨て汝等に示諭する所あり爾來茲に五年汝等能く朕が意を體し匪勉從事學務整頓し生徒の進歩觀るべきものあるに至れり但衆多の子弟中尙或は從學せざるものありと聞く汝等愈獎勵し不學の徒なからしめよ

第二回内國勸業博覽會褒賞授與式の勅語  
明治十四年  
六月十日

第二回勸業博覽會出品審査畢るを告ぐ爰に褒賞授與の典を行ふ朕惟ふに産業の隆盛を圖るは優劣を審査し精良を褒賞するに在り自今全國の人民益奮勵し力を産業に盡すを望む



巡幸—東北  
地方及北海  
道御巡幸

三條實美に下し給へる政治委任の勅

明治十四年  
七月二十九日

朕巡幸の間親く政を視ることを得ず凡百の事汝實美に委任す爾實美其れ朕が意を體して之を處分せよ若し夫れ重大の件に至ては一々之を行在所に以聞して裁を請へ事の緊急にして稽緩すべからざるものは便宜處決して後其事由を以聞すべし

國會開設の勅諭

寤寐漫筆  
明治十四年十月十二日

朕祖宗二千五百餘年の鴻緒を嗣ぎ中古紐を解くの乾綱を振張し大政の統一を總攬し又夙に立憲の政體を建て後世子孫繼ぐべきの業を爲さんことを期す嚮に明治八年に元老院を設け十一年に府縣會を開かしむ此れ皆漸次基を創め序に循て歩を進むるの道に由るに非ざるは莫し爾有衆亦朕が心を諒とせん

顧みるに立國の體國各宜きを殊にす非常の事業實に輕舉に便ならず我祖我宗照臨して上

に在り遺烈を揚げ洪謨を弘め古今を變通し斷じて之を行ふ責朕が躬に在り將に明治二十三年を期し議員を召し國會を開き以て朕が初志を成さんとす今在廷臣僚に命じ假すに時日を以てし經畫の責に當らしむ其組織權限に至ては朕親ら衷を裁し時に及んで公布する所あらんとす

朕惟ふに人心進むに偏して時會速なるを競ふ浮言相動かし竟に大計を遺る是れ宜しく今に及んで謨訓を明徴し以て朝野臣民に公示すべし若し尙故さらに躁急を争ひ事變を煽し國安を害する者あらば處するに國典を以てすべし特に茲に言明し爾有衆に諭す

大臣參議各省卿元老院議長開拓長官に下し給へ

寤寐漫筆  
明治十四年十月十三日

昨者詔命を頒ち明かに天下に示すに朕が意を以てし將に歲を期して立憲の政體を舉行せんとす惟ふに維新以來中外草創の事業施行方に半なる者あり百揆の叙猶整頓を要する者



多し爾群臣各爾の事に従ひ經畫周備將來繼ぐべきの緒を爲し以て朕が命を對揚せよ

海軍兵學校卒業證書授與式の勅語 明治十四年十一月十九日

朕本日生徒卒業證書授與式を觀る其典に與る者甚だ多し是れ教官鑄冶の宜きに因ると雖も生徒勉勵の效を見るに足る朕深く之を嘉す海軍の盛備を期する今日の急務汝等益奮勵して怠る勿れ

各地方官に陪食せしめ給ひし時の勅語 明治十四年十二月八日

爾等職地方に在り官守の暇あらざる民事の緩くすべからざる屢相見るを得ず今幸に此宴を開く朕實に之を歡ぶ嚮者朕詔命を頒ち年を期して立憲の政體を舉行するの旨を告げ以て民に方を示す爾等益爾の事を勉め勞來匡直し以て朕が志を賛けよ

陸海軍軍人に下し給へる勅語 寤寐漫筆 明治十五年一月四日

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にぞある昔神武天皇躬づから大伴物部の兵どもを率る中國のまつろはぬものどもを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき古は天皇躬づから軍隊を率る給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれど大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかば兵制は整ひたれども打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸く文弱に流れければ兵農おのづから二に分れ古の徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すべきにあらずとはいひながら且は我國體に



戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間敷次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事ども起りて其侮りをも受けぬべき勢に迫りければ朕が皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ辱くも又惶けれ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経ずして海内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を補翼せる功績なり歴世祖宗の専ら蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへども併せて我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるが故にこそあれされば此時に於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年が程に海陸軍の制をば今の様に建定めぬ夫兵馬の大權は朕が統ぶる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親ら之を攬り肯て臣下に委ぬべきものにあらず子々孫孫に至るまで篤く斯の旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再び中古以降の如き失體なからんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるぞされば朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰ぎてぞ其親は特に深かるべき朕が國家を保護して上天の恵に

應じ祖宗の恩に報いまるらする事を得ざるも汝等軍人が其職を盡すと盡さざるとに由るぞかし我國の稜威振はざることあらば汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さば朕汝等と其譽を俱にすべし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さば我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬべし朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すべき事こそあれいでや之を左に述べむ

一軍人は忠節を盡すを本分とすべし凡そ生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるべき況して軍人たらん者は此心の固からでは物の用に立ち得べしとも思はれず軍人にして報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長ずるも猶偶人にひとしかるべし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同じかるべし抑も國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はず政治に拘らず只々一途に己が本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を破り不覺を取り汚名を受くるな



かれ

一軍人は禮義を正くすべし凡そ軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれば新任の者は舊任のものに服従すべきものぞ下級のものは上官の命を承くること實は眞に朕が命を承くる義なりと心得よ己が隸屬する所にあらすとも上級のものは勿論停年の己より舊きものに對しては總て敬禮を盡すべし又上級のものは下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるべからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれども其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若し軍人たるものにして禮義を紊り上を敬はず下を惠まずして一致の和諧を失ひたらんには營に軍隊の蠹毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるべし

一軍人は武勇を尙ぶべし夫武勇は我國にては古よりも貴べる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまじ況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘

れてよかるべきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の振舞などせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらんものは常に能く義理を辨へ能く膽力を煉り思慮を殫して事を謀るべし小敵たりとも侮らず大敵たりとも懼れず己が武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされば武勇を尙ぶものは常々人に接はるには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらば果は世人之を忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむべきことにこそ

一軍人は信義を重んずべし凡信義を守ること常の道にはあれどわきて軍人は信義なくて一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるべし信とは己が言を踐行ひ義とは己が分を盡すをいふなりされば信義を盡さんと思はゞ始より其事の成し得べきか得べからざるかを審に思考すべし臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結び後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始めに能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むべからずと知り其義はとて守るべか



らずと悟りなば速に止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踐迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑どもが禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めでやはあるべき

一軍人は質素を旨とすべし凡質素を旨とせざれば文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はじきせらるゝ迄に至りぬべし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たび軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬべきこと明なり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誡め置きつれど猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねば故に之を訓ふるぞかし汝等軍人のめ此訓誡を等閑にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫くも忽にすべからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑も此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならざれば如何なる嘉言も善行も皆うはべの裝飾にて何の用にかは立つべき心だに誠あれば何事も成るものぞかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕が訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さば日本國の蒼生舉りて之を悦びなん朕一人の懌のみならんや

## 伊藤博文を歐洲に派遣し給ふ勅語

法規分類大全  
明治十五年三月三日

朕明治十四年十月十二日の詔旨を履み立憲の政體を大成するの規模は固より一定する所ありと雖も其經營措畫に至ては各國の政事を斟酌して以て采擇に備るの要用ならざるが爲に今爾をして歐洲立憲の各國に至り其政府又は碩學の士と相接し其組織及實際の情形に至るまで觀察して餘蘊無からしめんとす茲に爾を以て特派理事の任に當らしめ爾が萬里の行を勞とせずして此重任を負擔し歸朝するを期す



博物館開場式の勅語

寤寐漫筆  
明治十五年三月二十日

人智を開き事業を勸むるは博物館の設けあるに如くはなし朕今親しく本館開場の典を見富國の基之に由て益振起せんことを信ず汝等之を勉めよ

高島鞆之助に下し給へる勅語

明治十五年七月

高島鞆之助  
一時に陸軍  
少將たり朝  
鮮の事變に  
兵を率ゐて  
朝鮮に到る

朝鮮の變局を和平に結ぶは汝等同心協力朕が旨を奉じ兵隊を率ゐて渡航紀律嚴明節制を愆らす能く其職を盡すに由る朕深く之を嘉賞す

花房義質に下し給へる勅語

明治十五年九月二十八日

花房義質  
時に朝鮮辨  
理公使

汝義質朝鮮京城の變に遭逢し頗る艱難を極め再び訓令を帶び彼地に渡航反覆辨論事和平に歸す此れ汝義質事を執て撓まざるの致す所朕深く之を嘉尙す

戎備皇張に付地方長官に下し給へる勅語

寤寐漫筆  
明治十五年十一月二十四日

朕祖宗の遺烈を承け國家の長計を慮り宇内の大勢を通觀して戎備の益皇張すべきことを惟ふ茲に廷臣と謀り緩急を酌量し時に措くの宜きを定む爾等地方の任に居る朕が意を奉體して施行愆ること勿れ

幼學綱要頒賜の勅諭

寤寐漫筆  
明治十五年十二月

彝倫道德は教育の主本我朝支那の専ら崇尚する所歐米各國も亦修身の學ありと雖も之を本朝に採用する未だ其要を得ず方今學科多端本末を誤る者鮮からず年少就學最も當に忠孝を本とし仁義を先にすべし因て儒臣に命じて此書を編纂し群下に頒賜し明倫修德の要茲に在る事を知らしむ



水産博覽會褒賞授與式の勅語

明治十六年  
五月二十一日

朕茲に親臨し水産博覽會褒賞の典を行ふ惟るに吾國河海の物産に富み而して蕃殖漁獲の術未だ完備ならず是れ本會の設ある所以なり自今益改良進歩を圖り以て斯業の隆盛ならんことを望む

岩倉具視に太政大臣を贈り給ふ詔

明治十六年  
七月二十日

大節善斷贊<sub>ニ</sub>旋轉之偉業純忠持<sub>レ</sub>正。畫<sub>ニ</sub>經綸之宏猷洵是國家棟梁。寔爲<sub>ニ</sub>臣民儀表。況朕幼冲登<sub>レ</sub>祚。一賴<sub>ニ</sub>匡輔。啓沃納誼均<sub>ニ</sub>師父。天愍<sub>ニ</sub>不遺。曷勝<sub>ニ</sub>痛悼。其可<sub>ニ</sub>特贈<sub>ニ</sub>太政大臣。

徳川慶勝薨去に付勅宣

明治十六年  
八月六日

心を皇室に存し夙に藩屏の任を盡し大政維新に際し精を勵まし力を陳べ鴻業を翼賛す其功甚だ偉なり茲に溘亡を聞く曷ぞ痛悼に勝ん因て祭祀として金幣を賜ふ

學習院に臨みて下し給へる勅語

明治十六年  
十一月二十一日

朕本日茲に親臨し生徒の學業漸く進歩するを嘉す但學問の要は平素の實踐に在り汝等更に能く率先誘導性行を正しくし學德併進し以て朕が望に副へよ

新年宴會の勅語

明治十七年  
一月五日

茲に新年の佳節に際し各國公使竝に諸大臣等と祝宴を開き歡を共にするは朕の甚だ満足する所なり

大山巖を歐洲に派遣し給ふ勅語

法規文類大全  
明治十七年二月十二日



朕特に汝を派して歐洲各國の兵制を視察せしむ其紀律節制の詳なるを觀其精神を采り其要領を獲事實に行ふべからしむるは朕が深く望む所なり

日本鐵道會社東京高崎間鐵道開業式の勅語

明治十七年六月二十五日

日本鐵道社員の協同力を效せるに因り東京高崎間鐵道成るを告ぐ茲に開業の式を舉げ都鄙便を通じ遠近利に倚る朕が嘉獎する所なり

五爵制定の詔

官報 明治十七年七月七日

朕惟ふに華族勳胄は國の瞻望なり宜しく授くるに榮爵を以てし用て寵光を示すべし文武諸臣中興の偉業を翼賛し國に大勞ある者宜しく均しく優列に陞し用て殊典を昭にすべし茲に五爵を叙で其有禮を秩す卿等益爾の忠貞を篤くし爾の子孫をして世々其美を濟さしめよ

井上馨を朝鮮國に派遣し給ふ國書

法規分類大全 明治十七年十二月二十一日

天佑を保有し萬世一系の帝祚を踐たる大日本國大皇帝敬て朕が良友なる大朝鮮國大王に白す今般貴國京城に於て不幸なる生事あり朕深く兩國の睦誼を全うせんことを欲し茲に朕が最も信任貴重する參議兼外務卿伯爵井上馨を特派全權大使に任じ委するに便宜行事の全權を以てし貴國に派往せしむ井上馨の忠實明敏にして能く其任に堪るは朕の確信する所なり依て同人より大王に對し稟白する所のは朕が言ふ所と異ならず望くは大王善く其言を信認し之を寵遇せられんことを茲に大王の多福を祈る

岩倉具視に正一位を贈り給ふ詔

明治十八年七月二十日

贈太政大臣從一位大勳位岩倉具視匡輔功大に啓沃德深し追慕の念年を追ひ轉た切なり更に顯位を加へ式て殊勳を彰す正一位を贈るべし



三條實美に政治を委任し給ふ勅 明治十八年七月二十五日

巡幸—山口  
縣廣島縣岡  
山縣御巡幸

朕巡幸の間親く政を視ることを得ず凡百の事爾實美に委任す爾實美朕が意を體して之處分せよ若し夫れ重大の件に至ては一々之を行在に以聞して裁を請へ事の緊急にして稽緩すべからざるものは便宜處決して後其事由を以聞すべし

内閣組織改定の詔 官報 明治十八年十二月二十三日

朕惟ふに經國の要は官其制を定めて機關各其所を得るに在り内閣は萬機親裁専ら統一簡捷を要すべし今其組織を改め諸大臣をして各其重責に當らしめ統ぶるに内閣總理大臣を以てし以て従前各省太政官に隸屬し上申下行經由繁復なるの弊を免れしむ乃ち各部に至ては官守を明にし以て濫弊を除き選叙を精て急要を擧げ規律を嚴にし以て官紀を肅にし徐々に以て施政の整理を圖らんとす是れ朕が諸大臣に望む所なり中興の政一しく以て才

能を待ち繁文を省き以て淹滞を通じ冗費を節し以て一たびは進み一たびは退くべからず華を去り實を務め綱舉り目張り永遠繼ぐべからしむ諸臣其れ各朕が意を體して奉行する所あれ

三條實美に下し給へる詔 明治十九年一月十三日

内大臣従一位大勳位公爵三條實美維新以來大業を輔贊し柱石の任に當り國の元勳たり嚮きに辭表懇到なるを以て其誠を容納し機務の劇を解く今特に優恩を賜ひ終身年金五千圓を給すべし

高等師範學校に臨みて下し給へる勅語 明治十九年五月十八日

本日親しく此校に臨み教務改良諸事整理の緒に就くを見るは朕が甚だ嘉みする所なり教官等の勉勵に因り將來益進歩する所あらんことを望む



海防費補助金下賜の詔官報 明治二十年三月十四日

朕惟ふに立國の務に於て防海の備一日も緩くすべからず而して國庫歲入未だ遽かに其鉅費を辨じ易からず朕之が爲に軫念し茲に宮禁の儲餘三拾萬圓を出し聊か其費を助く閣臣旨を體せよ

島津久光薨去に下し給へる詔書明治二十年十二月十七日

維忠維誠首に勤王の大義を唱へ允文允武竟に中興の鴻圖を贊く出ては三台の顯職に列し退ては四民の重望を負ふ洵に是れ國家の元勳にして實に貴紳の領袖爲り茲に溘亡を聞く曷ぞ痛悼に勝ん因て特に侍臣を遣し幣帛及神饌を齎し以て弔慰せしむ

勳章改定の詔官報 明治二十一年一月三日

朕曩に勳位を定め佩章の制を設く茲に復潤飾増設し新舊與に併行し勳功ある者を賞旌し獎勵の道を擴む汝衆庶此旨を體せよ

皇室典範及憲法の草案につきて樞密院に諮詢し

給ふ勅諭明治二十一年五月四日

朕前に閣臣に命じて起草せしむる所の皇室典範及憲法の案を以て樞密院に下し詢議に付す惟ふに立憲の大事は朕が祖宗に對するの重責にして經營創始朕自ら之を斷するの任を取らんとす而して帷幄の中勵精研思卿等と之を俱にし獻替啓沃一に卿等の忠悃慎密に倚藉せずんばあらず其他重要な法律勅令にして憲法と關係を有する者更に相續ぎて院議に下さんとす朕卿等の勞劬を勉め職務を慎み日を期して功を終へ以て夙夜の憂を分たんとを望む



各親王を樞密院會議に列せしめ給ふ勅語 明治二十一年  
五月十八日

朕丁年以上各親王の朕が重要な國務に參するを欲し命じて樞密院會議に班列するの權を有せしむ

三條實美に下し給へる勅語 明治二十一年  
五月十八日

朕卿が重要な國務に參するを欲し特に命じて樞密院會議に班列せしむ

埼玉縣に於て近衛兵の演習を天覽あらせられし

時下し給へる勅語 明治二十一年  
十一月二十一日

本日茲に野外演習を行ひ其進歩前年に比して著しきを見る然れども現今戰術の進歩は殊に迅速なるの時なり向後益勉勵以て他日の大成を期すべし

皇室典範を定め給ふ詔 寤 寐 漫 筆  
明治二十二年二月十一日

天佑を享有したる我が日本帝國の寶祚は萬世一系歷代繼承し以て朕が躬に至る惟ふに祖宗肇國の初大憲一たび定まり昭なること日星の如し今の時に當り宜く遺訓を明徴にし皇家の成典を制立し以て丕基を永遠に鞏固にすべし茲に樞密顧問の諮詢を經皇室典範を裁定し朕が後嗣及子孫をして遵守する所あらしむ

憲法發布の勅語 官 報  
明治二十二年二月十一日

朕國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし朕が祖宗に承くるの大權に依り現在及將來の臣民に對し此の不磨の大典を宣布す  
惟ふに我が祖我が宗は我が臣民祖先の協力輔翼に倚り我が帝國を肇造し以て無窮に垂れたり此れ我が神聖なる祖宗の威徳と竝に臣民の忠實勇武にして國を愛し公に殉ひ以て此



の光輝ある國史の成跡を貽したるなり朕我が臣民は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し其の朕が意を奉體し朕が事を獎勵し相與に和衷協同し益我が帝國の光榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同くし此の負擔を分つに堪ふることを疑はざるなり

皇室典範及憲法制定につきての御告文

官報號外  
明治二十二年二月十一日

皇朕れ謹み畏み

皇祖

皇宗の神靈に誥け白さく皇朕れ天壤無窮の宏謨に循ひ惟神の寶祚を承繼し舊圖を保持して敢て失墜すること無し顧みるに世局の進運に膺り人文の發達に隨ひ宜く

皇祖

皇宗の遺訓を明徴にし典憲を成立し條章を照示し内は以て子孫の率由する所と爲し外は以て臣民翼贊の道を廣め永遠に遵行せしめ益國家の丕基を鞏固にし八洲民生の慶福を増進すべし茲に皇室典範及憲法を制定す惟ふに此れ皆

皇祖

皇宗の後裔に貽したまへる統治の洪範を紹述するに外ならず而して朕が躬に逮て時と俱に舉行することを得るは洵に

皇祖

皇宗及我が

皇考の威靈に倚藉するに由らざるは無し皇朕れ仰て

皇祖

皇宗及

皇考の神祐を禱り併せて朕が現在及將來に臣民に率先し此憲章を履行して愆らざらむこ



とを誓ふ庶幾くは  
神靈此れを鑒みたまへ

憲法發布の詔官報  
明治二十二年二月十一日

朕祖宗の遺烈を承け萬世一系の帝位を踐み朕が親愛する所の臣民は即ち朕が祖宗の惠撫  
慈養したまひし所の臣民なるを念ひ其康福を増進し其懿徳良能を發達せしめむことを願  
ひ又其翼賛に依り與に俱に國家の進運を扶持せむことを望み乃ち明治十四年十月十二日  
の詔命を履踐し茲に大憲を制定し朕が率由する所を示し朕が後嗣及臣民及臣民の子孫た  
る者をして永遠に循行する所を知らしむ  
國家統治の大權は朕が之を祖宗に承けて之を子孫に傳ふる所なり朕及朕が子孫は將來此  
憲法の條章に循ひ之を行ふことを愆らざるべし朕は我が臣民の權利及憲法及法律の範圍  
内に於て其享有を完全ならしむべきことを宣言す

森有禮一時  
に文部大臣

森有禮薨去に付勅宣明治二十二年  
二月十四日

多年職を外交の事務に奉じ尋で内閣の樞機に參し教育の大任に居り精を勵し職を盡す茲  
に溘亡を聞く曷ぞ痛悼に堪へん仍て正二位を贈り金幣五千圓を賜ふ

黒田清隆に下し給へる元勳優遇の詔勅

法規分類大全  
明治二十二年十一月一日

朕樞密顧問官陸軍中將從二位勳一等伯爵黒田清隆を待つに特に大臣の禮を以てし茲に元  
勳優遇の意を昭にす

伊藤博文に下し給へる元勳優遇の詔勅

法規分類大全  
明治二十二年十一月一日



朕宮中顧問官從二位勳一等伯爵伊藤博文を待つに特に大臣の禮を以てし茲に元勳優遇の意を昭にす

立皇太子の詔 法規分類大全  
明治二十二年十一月三日

朕祖宗の遺範に循ひ嘉仁親王を立てて皇太子と爲す茲に公布して周知悉せしむ

壺切御劔を皇太子に傳進し給ふ勅語 法規分類大全  
明治二十二年十一月三日

壺切の劔は歷朝皇太子に傳へ以て朕が躬に迫り今之を汝に傳ふ汝其れ之を體せよ

金鵝勳章創設の詔 官報  
明治二十三年二月十一日

朕惟みるに神武天皇皇業を恢弘し繼承して朕に及びり今や夙かに登極紀元を算すれば二千五百五十年に達せり朕此期に際し天皇裁定の故事に徴し金鵝勳章を創設し將來武功拔

群の者に授與し永く天皇の威烈を光にし以て其忠勇を獎勵せんとす汝衆庶此旨を體せよ

貴族院令竝に伯子男選舉規則及多額納稅者互選

規則施行の勅 官報  
明治二十三年二月二十七日

朕嚮に公布せしむる所の貴族院令竝に貴族院伯子男爵議員選舉規則及貴族院多額納稅者議員互選規則を本年より施行することを命ず但し未だ一般の地方制度を準行せざる北海道沖繩縣及小笠原島に於ては仍貴族院多額納稅者議員互選規則施行の効力を及ぼさず

貴族院令第四條に依り伯子男爵は本年の選舉期に於て左の員數を選舉すべし(員數略す)

第三回内國勸業博覽會開場式の勅語 明治二十三年  
三月二十六日



第三回内國勸業博覽會の設け成るを告ぐ朕親ら臨て爰に開會の典を擧ぐ物品の精良なる前回に比すれば其進歩顯著なる可し汝等益其事業を勵み其産を殖し以て國の隆昌を期せよ

陸海軍聯合大演習の時下し給へる勅語 明治二十三年四月二日

陸海軍聯合大演習細目につきて今熾仁をして講評せしめたり之を要するに汝等上下各善く軍紀を守り任務を盡し以て平素奮勵皇室及び國家の爲に干城たらん事を期したるの證を示せり朕太だ憚ぶ今後猶益勉勵せよ

琵琶湖疏水工事竣成式に臨みて下し給へる勅語

明治二十三年四月九日

疏水の工事竣るを告ぐ吏民協力の功洵に嘉みすべし從來我國美術工藝の盛なる此土を最

とす今より此水利に藉りて以て人工を助け益精良を加へ他日の殷富を期せよ

吳鎮守府に臨みて下し給へる勅語 明治二十三年四月二十一日

朕嚮に鎮守府を此港に置く今親しく臨んで之を視る建築の事業大に進歩し軍備の整頓漸次其緒に就く朕洵に之を嘉す汝等倍精を勵まし務と成し以て將來の大計を全ふし庶績の擧るを期せよ

松平慶永薨去に付下し給へる詔書 明治二十三年六月七日

至誠憂國。夙竭藩屏之重任。大義勤王。以贊中興之宏猷。偉勳有成。純忠可嘉。今也淪亡。曷勝痛惜。茲賜金幣。以弔慰。

第三回内國勸業博覽會褒賞授與式の勅語 明治二十三年七月十一日

松平慶永  
元越前福井  
藩主



第三回内國勸業博覽會出品の審査全く畢りを告ぐ朕親ら臨て褒賞授與の典を行ふ惟ふに國産土業の漸次旺盛に赴くは朕の甚だ嘉みする所なり汝等臣民益奮勵して怠ること勿れ

元老院正副議長及各議官に下し給へる勅語 明治二十三年九月二十五日

曩に元老院を設け爾來朕が立法の事を翼賛すること茲に十有餘年今や帝國議會開會の期に望み該院の事業將に終を告げんとす朕卿等と一堂に會食して聊積勞を慰む爾來卿等と歳時相見て嘉樂を俱にせんことを望む

第一帝國議會召集の詔勅 明治二十三年十月九日

朕帝國憲法第七條及第十一條に依り本年十一月二十五日を以て帝國議會を東京に召集す

元老院閉院の詔勅 官 明治二十三年十月二十日 報

元老院の創設而來茲に十有餘年克く朕が立法の業を贊襄せり朕今帝國議會を開會せしむるに臨み其の閉院を命じ併せて其の勞績を表明す

茨城縣に於て近衛兵の演習を天覽あらせられし

時下し給へる勅語 明治二十三年十月

二十三年近衛諸隊小機動演習畢る今彰仁の講評する所朕が意に適せり是偏に汝將校下士卒平素不怠の致す所なり朕太だ之を嘉す仍ほ益勉勵せよ

教育に關して下し給へる勅語 官 明治二十三年十月三十日 報

朕惟ふに我が皇祖皇宗國を肇むること廣遠に徳を樹つること深厚なり我が臣民克く忠に



克く孝に億兆心を一にして世々厥の美を濟せるは此れ我が國體の精華にして教育の淵源亦實に此に存す爾臣民父母に孝に兄弟に友に夫婦相和し朋友相信じ恭儉己れを持し博愛衆に及ほし學を修め業を習ひ以て智能を啓發し德器を成就し進て公益を廣め世務を開き常に國憲を重じ國法に遵ひ一旦緩急あれば義勇公に奉じ以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし是の如きは獨り朕が忠良の臣民たるのみならず又以て爾祖先の遺風を顯彰するに足らん

此道は實に我が皇宗皇祖の遺訓にして子孫臣民の俱に遵守すべき所之を古今に通じて謬らす之を中外に施して悖らず朕爾臣民と俱に拳々服膺して咸其德を一にせんことを庶幾ふ

第一帝國議會開會の詔勅

明治二十三年十一月二十七日

朕帝國憲法第七條及議院法第五條に依り十一月二十九日を以て帝國議會の開會を命す

第一帝國議會開院式の勅語

明治二十三年十月二十九日

朕貴族院及衆議院の各員に告ぐ

朕即位以來二十年間の經始する所内治諸般の制度粗其綱領を擧けたり庶幾くは皇祖皇宗の遺德に倚り卿等と俱に前を繼ぎ後を啓き憲法の美果を收め以て將來益我が帝國の光烈と我が臣民の忠良にして勇進なる氣性をして中外に表明ならしむることを得ん朕又夙に諸國と盟好を修め通商を廣め國勢を擴張せんことを期す幸に締盟諸國の交際は益々親厚を加へたり

陸海の軍備は内外の平和を保全する爲に歳を積み完實を期せざるべからず明治二十四年度の豫算各般法律案は朕之を國務大臣に命じて議會の議に附せしむ朕は卿等の公平慎重を以て審議協賛する所あることを期し併せて將來に告ぐべきの模範を貽さんことを望む



貴族院伯爵議員補闕選舉の詔勅

明治二十三年  
十二月九日

朕貴族院伯子男爵議員選舉規則第十六條に依り明治二十四年二月五日を以て貴族院伯爵議員一名闕員の爲に補闕選舉を行ふべきことを命ず

三條實美を正一位に叙する勅詔

明治二十四年  
二月十八日

朕踐祚の初幼冲にして一に輔弼に頼る卿躬重任に膺り獎順匡救誼師父に同じ覃竭懈なく終始渝らず洵に是れ中興の元勳實に臣庶の龜鑑たり茲に特に正一位に叙し純忠を表彰す

第一帝國議會會期延長の詔勅

明治二十四年  
二月二十六日

朕二月二十七日より三月七日迄九日間帝國議會會期の延長を命ず

三條實美薨去に付下し給へる詔書

明治二十四年  
二月二十四日

皇道を擴張し中興の宏猷を贊く積弊を革除し維新の偉業を擧ぐ大鈞を末て誠を致し重望を負ふて謙に居る勳德俱に崇し前古匹ひ希なり今や溘焉として長逝す曷んぞ痛悼に勝へん乃ち侍臣を遣はし賻を齎らし弔慰せしむ

第一帝國議會閉院式の勅語

明治二十四年  
三月八日

朕貴族院及衆議院の各員に告ぐ

朕本日をして帝國議會の閉會を命じ併せて卿等連月勵精の勞を嘉獎す

學習院に臨みて下し給へる勅語

明治二十四年  
四月八日

朕華族の教育に留意すること久し曩に院長より其の規模を上奏す朕ただ之を嘉し更に學



制を考定せしむ亦朕が意に愜へり因て特に勅するに其の實績を擧ぐべきを以てせり今や院に臨みて親しく肄業を觀るに頗る實踐の緒に就きたるを覺ゆ此の如くにして息まずんば必ず能く入學の子弟をして其の材徳を成就し以て貴族たるの譽望に背くなからしむるに足らん汝等其れ旃を勉めよ

山縣有朋に下し給へる元勳優遇の詔勅

法規分類大全  
明治二十四年五月六日

朕議定官陸軍大將從二位勳一等伯爵山縣有朋を待つに特に大臣の禮を以てし茲に元勳優遇の意を昭にす

露國皇太子遭難の際松方總理大臣に下し給へる

勅諭

官報  
明治二十四年五月十一日

今次朕が敬愛する露國皇太子殿下來遊せらるゝに付朕及朕が政府及臣民は國賓の大禮を

以て歓迎せんとするに際し圖らざりき途大津に於て難に遭はせらるゝ警報に接したるは殊に朕が痛惜に勝へざる所なり亟かに暴行者を處罰し善隣の好誼を毀傷することなく以て朕が意を休ぜしめよ

第二帝國議會開院式の勅語

明治二十四年  
十一月二十六日

朕貴族院及衆議院の各員に告ぐ

朕茲に親臨して帝國議會第二期開會の式を擧ぐ

明治二十五年度の豫算及各般の法律案は國務大臣に命じて之を議會の議に付せしむ朕既に我が帝國の光輝ある憲法上の進行を誤らざることを嘉し更に卿等が帝國の隆昌と人民の幸福とを以て目的とし和衷協同して益其の公務を竭さんことを望む

第二帝國議會衆議院解散の詔勅

明治二十四年  
十二月二十五日



朕帝國憲法第七條に依り衆議院の解散を命ず

第二帝國議會貴族院停會の詔勅 明治二十四年十二月二十五日

朕帝國憲法第七條及第四十四條第二項に依り貴族院の停會を命ず

衆議院議員臨時選舉の詔勅 明治二十五年一月十一日

朕帝國憲法第四十五條及衆議院選舉法第三十條に依り明治二十五年二月十五日を以て衆議院議員の臨時選舉を行ふことを命ず

貴族院多額納稅議員補闕選舉の詔勅 明治二十五年一月二十五日

朕貴族院多額納稅者議員互選規則第二十四條に依り明治二十五年を以て巖手縣秋田縣及和歌山縣に於て貴族院多額納稅者議員闕員の爲に補闕選舉を行ふべきことを命ず

伊藤博文  
時に樞密院  
議長

伊藤博文の辭表に答へて下し給へる勅

官報  
明治二十五年三月十一日

朕卿が陳情極めて切なるを知る但だ朕は常に相咫尺して卿が啓沃に倚らんことを望む卿其れ餐を加へて靜養し以て朕が懷を慰めよ樞詢の職を解くは朕が允さざる所なり

第三帝國議會開院式の勅語 明治二十五年五月六日

朕貴族院及衆議院の各員に告ぐ

朕茲に親臨して開院の式を行ふ

明治二十五年度の歳入歳出は既に前年度の豫算に依らしめたり仍國務大臣に命じて緊急なる追加豫算を以て議會の議に付せしめ竝に必要なる法律案を提出せしむ惟ふに各般進張の事業は實に國家の隆運と關係を相爲す朕は卿等が慎重討議し以て協贊の任を完くせ



んことを望む

憲法上の疑義に屬する貴族院の上奏に答へて下

し給へる勅 明治二十五年  
六月十三日

其院六月十一日附の上奏の件は憲法上の疑義に屬するを以て朕は之を樞密顧問に諮詢したり樞密顧問は憲法第五十六條に依り議決して上奏すること左の如し(上奏文略す)  
朕は此の樞密顧問の議決を採納して其院の上奏に答へ之を領せしむ

陸軍特別大演習を終りたる時下し給へる勅語 明治二十五年  
十月二十五日

特別大演習の講評は今熾仁に命じたり其のす大體を概括れば大に進歩を認得し朕ただ懌ぶ然れども我帝國の軍隊は更に盛大を期するものなり決して今日に甘んずべからず汝等宜しく細目の得失に鑑み將來の研究を彈し益勉勵せよ

山田顯義薨去に付下し給へる詔書 明治二十五年  
十一月十六日

夙に皇室の式微を慨し遂に中興の偉業を賛す勇決難に膺り胆勉法を編し心を秉る忠誠勳績大に彰はる而して年未だ知命に及ばず朕尙其毗翼を望みしに遽に淪亡を聞く曷ぞ軫悼に勝へん茲に侍臣を遣はし賻贈を齎らし以て弔慰せしむ

第四帝國議會開院式の勅語 明治二十五年  
十一月二十九日

朕貴族院及衆議院の各員に告ぐ

朕茲に親臨して開院の式を行ふ

朕は國務大臣に命じて明治二十六年度の豫算及必要なる法律案を議會に提出せしむ  
朕は卿等が國家の要務に對して和衷協贊の任を竭さんことを望む



伊達宗城薨去に付詔書

明治二十五年  
十二月二十四日

大義に仗て藩屏の重任を盡し精誠を致して中興の宏圖を賛す不績夙に著はれ名望久しく  
貴し今や溘亡曷ぞ悼惜に勝へん爰に侍臣をして賻贈を齎らし以て弔慰せしむ

在廷の臣僚に告げ給へる勅

官報  
明治二十六年二月十日

古者皇祖國を肇むるの初に當り六合を兼ね八紘を掩ふの詔あり朕既に大權を總攬し藩邦  
の制を廢し文武の政を革め又宇内の大勢を察し開國の國是を定む爾來二十有餘年百揆の  
施設一に皆祖宗の遠猷に率由し以て臣民の康福を増し國家の隆昌を圖らむとするに外な  
らず

朕又議會を開き公議を盡し以て大業を翼賛せしめむことを期したり而して憲法の施行方  
に初步に屬す始を慎み終を克くし端を今日に正し大成を將來に期せざるべからず顧るに

宇内列國の進勢は日一日より急なり今の時に當り紛争日を曠くし遂に大計を遺れ以て國  
運進張の機を誤るが如きことあらば朕が祖宗の威靈に奉對するの志に非ず又立憲の美果  
を収むるの道に非ざるなり朕は在廷の臣僚に信任して其の大事を終始せむことを欲し又  
人民の選良に倚藉して朕が日夕の憂虞を分つことを疑はざるなり

憲法第六十七條に掲げたる費目は既に正文の保障する所に屬し今に於て紛議の因たるべ  
からず但し朕は特に閣臣に命じ行政各般の整理は其の必要に従ひ徐ろに審議熟計して遺  
算なきを期し朕が裁定を仰がしむ

國家軍防の事に至ては苟も一日を緩くするときは或は百年の悔を遺さむ朕茲に内廷の費  
を省き六年の間毎歲三十萬圓を下附し又文武の官僚に命じ特別の情狀ある者を除く外同  
年月間其俸給十分一を納れ以て製艦費の補足に充てしむ

朕は閣臣と議會とに倚り立憲の機關とし其の各權域を慎み和協の道に由り以て朕が大事  
を輔翼し有終の美を成さむことを望む



土方久元  
時に宮内大臣

土方久元に下し給へる勅諭

明治二十六年  
二月

朕さきに内廷の費を省き製艦の費を補はんことを命じぬされば力の堪へ心の及ばん限りは節約を重ねべしされど朕特に汝に告ぐることあり朕が祖宗列聖の祭事及山陵の費と皇太后陛下の供御の費とをば少しも動かすこと勿れ

第五帝國議會開院式の勅語

明治二十六年  
十一月二十八日

朕貴族院及衆議院の各員に告ぐ

朕茲に親臨して帝國議會開院の式を行ふ

朕は國務大臣に命じ行政諸般の整理を経て調製したる明治二十七年年度の豫算及必要なる法律案を提出せしむ

朕は卿等が國家の要務に對して協賛の任を竭さんことを望む

衆議院の上奏に對して下し給へる勅語

明治二十六年  
十二月二日

上奏の趣旨は

朕に議長を更任せよと請願するに在る乎議院自ら不明なりしとの過失を朕に對し謝すると言に止乎更に院議を盡せ

衆議院の上奏につき内閣各大臣に下し給へる勅

語  
明治二十六年  
十二月二十四日

朕は本月四日衆議院の提出したる奏疏を読み又之に對して内閣總理大臣伯爵伊藤博文及農商務大臣伯爵後藤象二郎の陳奏を閲したり農商務省の職司たる其人民に接するに於て最も慎重を加ふべきは論を竣たず朕は其主務大臣が特に僚屬の飭厲に努力せんことを欲す



國務大臣の進退に至ては一に朕が心衷に存す素より外間の容喙を許さず願ふに宇内の形勢は國家の進運を促すこと頗る急なり而して時局多事朕が開國進取の國是阻格を致すが如きは朕の最も軫憂に耐へざる所卿等其れ努力以て朕が事を終始せしめよ

第六帝國議會開院式の勅語

明治二十七年  
五月十五日

朕貴族院及衆議院の各員に告ぐ

朕茲に親臨して開會の式を行ふ

朕は國務大臣に命じて急要なる追加豫算及法律案を提出せしむ朕は卿等が國家の要務に對し審議を盡し協贊の任を致さんことを望む

清國に對する宣戰の詔

官報  
明治二十七年八月二日

天佑を保全し萬世一系の皇祚を踐める大日本帝國皇帝は忠實勇武なる汝有衆に示す

朕茲に清國に對して戰を宣す朕が百僚有司は宜く朕が意を體し陸上に海面に清國に對して交戰の事に從ひ以て國家の目的を達するに努力すべし苟も國際法に戻らざる限り各權能に應じて一切の手段を盡すに於て必ず遺漏なからむことを期せよ

惟ふに朕が即位以來茲に二十有餘年文明の化を平和の治に求め事を外國に構ふるの極めて不可なるを信じ有司をして常に友邦の誼を厚くするに努力せしめ幸に列國の交際は年を逐ふて親密を加ふ何ぞ料らむ清國の朝鮮事件に於ける我に對して著々隣交に戻り信義を失するの舉に出でむとは

朝鮮は帝國が其始に啓誘して列國の伍伴に就かしたる獨立の一國たり而して清國は毎に自ら朝鮮を以て屬邦と稱し陰に陽に其内政に干涉し其内亂あるに於て口を屬邦の拯難に藉き兵を朝鮮に出したり朕は明治十五年の條約に依り兵を出して變に備へしめ更に朝鮮をして禍亂を永遠に免れ治安を將來に保たしめ以て東洋全局の平和を維持せむと欲し先づ清國に告ぐるに協同事に從はむことを以てしたるに清國は翻て種々の辭柄を設け之



を拒みたり帝國は是に於て朝鮮に勸むるに其の稅政を釐革し内は治安の基を堅くし外は獨立國の權義を全くせむことを以てしたるに朝鮮は既に之を肯諾したるも清國は終始陰に居て百方其の目的を妨碍し剩へ辭を左右に托し時機を緩にし以て其の水陸の兵備を整へ一旦成るを告ぐるや直に其の力を以て其の欲望を達せむとし更に大兵を韓土に派し我艦を韓海に要撃し殆と亡狀を極めたり則ち清國の計圖たる明に朝鮮國治安の責をして歸する所あらざらしめ帝國が率先して之を諸獨立國の列に伍せしめたる朝鮮の位置は之を表示するの條約と共に之を蒙晦に付し以て帝國の權利利益を損傷し以て東洋の平和をして永く擔保なからしむるに存するや疑ふべからず熟其の爲す所に就て深く其の謀計の存する所を揣るに實に始めより平和を犠牲として其の非望を遂げむとするものと謂はざるべからず事既に茲に至る朕平和と相終始して以て帝國の光榮を中外に宣揚するに專なりと雖亦公に戰を宣せざるを得ざるなり汝有衆の忠實勇武に倚賴し速に平和を永遠に克復し以て帝國の光榮を全くせむことを期す

勇義兵に關する勅諭

官報 明治二十七年八月八日

朕は祖宗の威靈と臣民の協同とに倚り我が忠武なる陸海軍の力を用る國の稜威と光榮とを全くせむことを期す

各地の臣民義勇兵を團結するの舉あるは其の忠良愛國の至情に出ることを知る惟ふに國に常制あり民に常業あり非常徵發の場合を除くの外臣民各其の常業を勤むることを怠らず内には益生殖を進め以て富強の源を培ふは朕の望む所なり義勇兵の如きは現今其の必要なきを認む各地方官朕が意を體し示諭する所あるべし

平壤大捷に付山縣有朋、野津道貫、伊東祐亨に

下し給へる勅語

官報 明治二十七年九月十七日

朕本營を進むるの初に方り我軍大に平壤に捷つの報に接し深く將校下士卒の勤勞を察し

山縣一時に  
第一軍司令官  
野津一時に  
第五師團長  
伊東一時に  
聯合艦隊司令長官



速に特偉の功績を奏せしを嘉みす

黄海大捷に付伊東祐亨に下し給へる勅語

明治二十七年  
九月二十日

朕我聯合艦隊の黄海に奮戦し大勝を得たるを聞き其威力既に敵海を制壓するを覺ゆ深く將校下士卒の勤勞を察し茲に特殊の勳功を奏するを嘉す

臨時議會を廣島に召集し給ふ詔

官報  
明治二十七年九月二十二日

朕惟ふに國家今日の急は軍旅に在り既に大霧を進め親ら其事を視る唯立法の要務早を趁ひ議會の協賛を望むものあり乃ち期に先ち帝國議會を召集するの必要を認め茲に来る十月十五日を以て臨時帝國議會を廣島に召集し七日を以て會期と爲すべきことを命す百僚臣庶其れ能く意を體せよ

第七臨時帝國議會開院式の勅語

明治二十七年  
十月十八日

朕貴族院及衆議院の各員に告ぐ

朕茲に臨時帝國議會を召集し特に國務大臣に命じて刻下の急要なる陸海軍費に關する議案を提出せしむ

朕は清國が帝國と共に東洋の平和を保持するの任を忘れ遂に今日の事局を見るに至りたるを憾とす然れども釁端既に開く交戦の目的を達せずむば以て止むべからず朕は帝國の臣民が一致和協朕が事を獎順し全局の大捷を以て早く東洋の平和を回復し以て國光を宣揚せんことを望む各員其れ勗めよ

鴨綠江大勝に付山縣有朋に下し給へる勅語

明治二十七年  
十一月十日

卿等の忠勇なる能く百難を排して進み敵を朝鮮境外に撃退し遂に敵國に入り要衝の地を



大山一時に  
第二軍司令  
官

占領す

朕深く之を嘉賞す時方に近寒に向ふ卿等夫れ各自愛して將來の成功を期せよ

旅順口占領に付大山巖に下し給へる勅語 明治二十七年十一月二十八日

旅順は渤海の關門敵國の恃みて鎖鑰と爲す所今汝等一舉之を抜く

朕深く其功勞を嘉賞す漸次天寒く前途猶遠し汝等其れ各自愛奮勵せよ

大連灣旅順口占領に付伊東祐亨に下し給へる勅

語 明治二十七年十一月二十八日

汝等の忠勇なる能く百般の困難を排斥し第二軍の上陸を完ふせしめ遂に大連灣旅順口を占領せり朕深く其功勞を嘉賞す時漸く近寒に向ふ汝等其れ各自愛し前途の成功を期せよ

山縣有朋召還の勅語 明治二十七年十一月

朕卿を見ざる久し今又卿が病に罹るを聞き軫念に堪へず朕は更に敵軍全般の狀況を親しく卿より聽かんと欲す卿宜しく速かに歸朝して之を奏せよ

山縣有朋を監軍に任じ給ふ勅語 明治二十七年十二月十八日

朕嚮に卿が軍中に在りて疾に罹るを聞くや軫念に堪へず使を遣して慰問せしめ遂に親しく敵情を聽かんと欲し歸朝を命じたり今面り疾の平愈に赴くを見朕ただ憐ぶ因て現職を解き特に帷幄に列せしむ汝其れ加養して朕が謨猷を翼賛せよ

第八帝國議會開院式の勅語 明治二十七年十二月二十四日

朕茲に帝國議會の開院式を行ひ貴族院衆議院の各員に告ぐ



朕は國務大臣をして明治二十八年度の豫算及其他の必要な議案を提出せしむ  
朕が外征の師は毎戦捷を奏し漸次敵地に侵入す亘寒を冒し艱苦を嘗め益其の勇武を著は  
せり

中立列國の交際は益親睦を敦くし朕が宿望たる條約改正の業既に成績を告ぐるものの外  
仍ほ協商に在るもの亦均しく其の歩を進む

朕は此の光輝ある進運に膺り國度の文明を躋し祖宗の遺烈に依り有終の美を濟さんこと  
を欲す卿等夫れ能く中外の大勢を察し上下和協の實を承け以て朕が望む所に副へよ

海城大勝に付野津道貫へ勅語

明治二十七年  
十二月三十一日

其軍の一部海城地方に於て優勢の敵を邀撃し雪中數時間の劇戦に耐へ猛烈の奮闘を以て  
之を破る朕深く其忠勇を嘉賞す

野津一時に  
第一軍司令  
官

熾仁親王殿下薨去に付下し給へる詔書

明治二十八年  
一月二十八日

卿懿親の躬を以て夙に維新の宏圖を翊け文武の資を抱て克く中興の鴻業を輔く積徳盛望  
内外重を歸し偉勳不續古今觀る希なり洵に是宗室の羽翼實に國家の棟梁たり今や隣邦讐  
を啓き六師征て討す卿職軍機を掌り日に帷幄に參し籌畫愆りなく贊襄功あり惜くむらは  
全局を收むるに至らず中道にして長逝す曷ぞ痛悼に勝ん茲に式部長從二位勳二等侯爵鍋  
島直大を遣はして賻弔せしむ

威海衛占領の時大山巖に下し給へる勅語

明治二十八年  
二月十八日

威海衛は旅順口と相待ちて清國の關門たり汝等曩に旅順口を抜きて其半扉を毀ち今亦威  
海衛を陥れ全く敵關を破壊し畢る朕深く之を嘉賞す



威海衛北洋艦隊全滅の時伊東祐亨に下し給へる勅

語 明治二十八年  
二月十八日

威海衛は黃渤兩海を扼する要衝にして敵國艦隊の根據地たり汝等能く陸軍の上陸を掩護して其背後の占領を全ふせしめ又強固なる防備を破壊し堅牢なる艦船を轟沈し遂に北洋艦隊を殄滅す朕深く之を嘉尙す

營口地方の戦捷に付野津道貫に下し給へる勅語

明治二十八年  
三月十五日

其軍海城を占領せし以來能く沍寒に堪へ屢敵の來襲を撃退し今又進て鞍山站牛莊地方に轉戦し終に第二軍の一部と共に營口地方則ち盛京省重要な地點を略取す殊に牛莊に於ては激烈なる市街戦を以て大に敵の兵力を挫折せり朕深く之を嘉尙す

營口地方の戦捷に付大山巖に下し給へる勅語 明治二十八年  
三月十三日

其軍の一部曩に蓋平を占領せし以來能く沍寒に堪へ來襲の敵を撃退し今又鞍山站牛莊地方に轉戦せる第一軍をして後顧の患なからしめ終に之と協力して營口地方則ち盛京省重要な地點を略取す朕深く之を嘉尙す

彰仁親王  
小松宮

彰仁親王を征清大總督に任じ給ふ勅 明治二十八年  
三月十六日

朕が征清の陸海各軍漸く其歩を進め既に作戰第一期を經過し今將に第二期の作戰を開始せんとするに方り征清大總督を命じ戦地に前進せしむるの必要を認む因て朕今卿に任じ委するに出征全團の指揮を以てし假すに配下將官以下任免補叙の權を以てす卿夫れ朕が意を體し往いて事に従ひ以て我國威を宣揚せよ



彰仁親王に下し給へる御沙汰 明治二十八年三月十六日

今般大總督府を戰地に前進することを命じ大本營中作戰に必要な諸機關の一部を從屬せしむ

媾和使來朝の時黒田清隆に下し給へる勅語 明治二十八年三月十七日

朕惟ふ清使現に來朝の途に在り其會商の結果未だ逆めト知すべからずと雖も一たび戰局を收むるに膺りては特に樞府の詢謀に待つ所多からん卿夫れ能く樞密院議長の重責に當り以て贊襄の任を全くせよ

媾和使來朝の時松方正義に下し給へる勅語 明治二十八年三月十七日

朕惟ふ異日戰局を收むるに膺り財政を整理するは事尤も重要に屬し朕が日夕軫念する所

松方一時に大藏大臣

たり朕今卿に委するに此の重任を以てす卿夫れ籌畫其宜しきを制し以て朕が望みに副へよ

清國媾和使警衛の詔 官報 明治二十八年三月二十五日

朕惟ふに清國は我と現に交戰中にあり然れども已に其の使臣を簡派し禮を具へ式に依り以て和を議せしめ朕亦全權辦理大臣を命じ之を下關に會同商議せしむるは固より國際の成例を踐み國家の名譽を以て適當の待遇と警備とを清國使臣に與へざるべからず乃ち特に有司に命じ怠弛する所なからしむ而して不幸危害を使臣に加ふるの兇徒を出す朕深く之を憾みとす其の犯人の如きは有司固より法を案じ處罰し假借する處なかるべし百僚臣庶夫れ亦更に善く朕が意を體し嚴に不逞を戒め以て國光を損する勿からむことを努めよ



## 戦勝後臣民に下し給へる詔

官報  
明治二十八年四月二十二日

朕惟ふに國運の進張は治平に由りて求むべく治平を保持して能く終始あらしむるは朕が祖宗に承くるの天職にして又即位以來の志業たり不幸客歲清國と釁端を啓き朕は已むを得ずして之と干戈を交へ十閱月の久しき結びて解くる能はず而して在廷の臣僚は陸海兩軍及議會兩院と共に咸能く朕が旨を體して朕が事を獎め内にありては參畫經營し費用を給し需供を豊かにし防備に力め外にありては櫛風沐雨祁寒隆暑に暴露し百難を冒し萬死を顧みず旭旗の指す所風靡せざるなし出征の師は仁愛節制の聲譽を播し外交の政は捷敏快暢の能事を盡し以て能く帝國の威武と光榮とを中外に宣揚したり是れ朕が祖宗の威靈に頼ると雖も百僚臣庶の忠實勇武精誠天日を貫くにあらざるよりは安むぞ能く此に至らむや朕は深く汝有衆の忠勇精誠に倚信し汝有衆の協翼に頼り治平の回復を圖り國運進張の志業を成さむとするに切なり

今や朕清國と和を講じ已に休戦を約し干戈を戦むる將に近に在らむとす清國渝盟を悔めるの誠已に明にして帝國全權辦理大臣の案定せる條件善く朕が旨に副ふ治平光榮併て之を獲る又文武臣僚の互に相待ちて全功を收めたるに外ならず祖宗大業の恢弘今や方に其基を鞏め朕が祖宗に對するの天職は斯に其重を加ふ朕は更に朕の志を汝有衆に告げ以て將來の嚮ふ所を明にせざるべからず

朕固り今回の戦捷に由り帝國の光輝を闡發したるを喜ぶと共に大日本帝國の前程は朕が即位以來の志業と均く猶甚だ悠遠なるを知る朕は汝有衆と共に努て驕泰を戒め謙抑を旨とし益武備を修めて武を黷すことなく益文教を振ふて文に泥むことなく上下一致各其事を勉め其業を勵み以て永遠富強の基礎を成さむことを望む戦後軍謀の經畫財政の整理は朕有司に信任して専ら贊籌の責に當らしむべしと雖も積累蘊蓄以て國本を培ふは主として億兆忠良の臣庶に頼らざるべからず若夫勝に狂れて自から驕り漫に他を侮り信を友邦に失ふが如きは朕が斷じて取らざる所なり乃ち清國に至ては媾和條約批准交換の後其



交友を復し以て善隣の誼愈敦厚なるを期すべし汝有衆其れ善く朕が意を體せよ

清國媾和に付伊藤博文陸奥宗光に下し給へる勅

語官報 明治二十八年四月十八日

伊藤一時に  
全權辦理大  
臣

清國曩に全權大使を簡派し我に和を請はしむ朕其の切實なるを認め乃ち卿等に授くるに全權を以てし命じて清使と會商せしむ卿等樽俎折衝數日を費し遂に善く妥協を得たり今卿等が奏する所の梗概は朕が旨に副ふ洵に帝國の光榮を顯揚するに足る朕卿等の功を偉とし深く之を嘉尙す

占領地を支那に還付し東洋の平和を鞏固にする

詔勅官報 明治二十八年五月十日

朕嚮に清國皇帝の請に依り全權辦理大臣を命じ其の簡派する所の使臣と會商し兩國媾和

の條約を訂結せしめたり

然るに露西亞獨逸兩帝國及法朗西共和國の政府は日本帝國が遼東半島の壤地を永久の所領とするを以て東洋永遠の平和に利あらずと爲し交々朕が政府に慫慂するに其の地域の保有を永久にする勿らむことを以てしたり

願ふに朕が恆に平和に眷々たるを以てして竟に清國と兵を交ふるに至りしもの洵に東洋の平和をして永遠に鞏固ならしめんとするの目的に外ならず而して三國政府の友誼を以て切偲する所其意亦茲に存す朕平和の爲に計る素より之を容るゝに吝ならざるのみならず更に事端を滋し時局を艱し治平の回復を遲滯せしめ以て民生の疾苦を醸し國運の伸張を沮まば眞に朕が意に非ず且清國は媾和條約の訂結に依り既に偷盟を悔ゆるの誠を致し我が交戦の理由及目的をして天下に炳焉たらしむ今に於て大局に顧み寛洪以て事を處するも帝國の光榮と威嚴とに於て毀損せる所あるを見ず朕乃ち友邦の忠言を容れ朕が政府に命じて三國政府に照覆するに其意を以てせしめたり若し夫れ半島壤地の還付に關する



一切の措置は朕特に政府をして清國政府と商定するあらしめんとす今や媾和條約既に批准交換を了し兩國の和親舊に復し局外の列國亦斯に交誼の厚を加ふ百僚臣庶其れ能く朕が意を體し深く時勢の大局に視微を慎み漸を戒め邦家の大計を誤ることなきを期せよ

陸海軍軍人に下し給へる勅諭官報  
明治二十八年五月十三日

朕が親愛する帝國陸海軍人に告ぐ

朕兵馬の大權を統べ明治十五年陸海軍人の制略立つに於て汝等に軍人の精神五箇條を訓諭し忠節禮儀武勇信義實素貫くに一誠を以てすべきことを告げたり朕が汝等に訓諭するの殷切なりしもの洵に汝等を以て朕が股肱と頼めばなり爾來治平十有餘年客歲清國の釁を開くや汝等は朕が一號令の下に起て隆暑に耐へ祁寒を冒し内は籌畫警防を努め外は進攻出戦に勞し陸に海に振古未だ有らざるの偉勳を奏し能く交戦の目的を達し帝國の光榮を四表に發揚せしめたり

朕は帝國陸海軍の進歩茲に至りたるを欣び汝等が深く五箇條を服膺して敢て失墜せず命を重じ生を輕じ以て能く朕が股肱たるの職を盡したるを嘉す獨り鋒鏑に斃れ疾病に死し然らざるも病廢となりたるものに至ては朕深く其事を烈として其人を悲まざるを得ず朕今清國と和を講じ汝等と俱に治平の慶に頼らむとす願ふに軍隊の名譽は帝國の光榮と共に汝等の責務を重からしむ朕は我武維れ揚りて汝等と其譽れを偕にするを樂むと雖も邦家の前程は尙遼遠なり汝等其れ能く朕の訓諭を遵奉し留りて隊伍に在るものと散じて郷關に歸るものと論なく五事を服膺して軍人の本分を恪守し一誠以て他日の報効を期せよ

山縣有朋に下し給へる元勳優遇の詔勅

官報  
明治二十八年五月二十六日

朕監軍議定官陸軍大將從二位勳一等伯爵山縣有朋を待つに特に大臣の禮を以てし茲に元



勳優遇の意を昭にす

第四回内國勸業博覽會褒賞授與式の勅語 明治二十八年七月十一日

第四回内國勸業博覽會出品の審査全く畢るを告ぐ列品の精良なる前回に勝り殖産興業の道逐次旺盛に赴くは朕の深く嘉みする所なり今爰に褒賞授與の典を擧げしむ汝等臣民其れ益奮勵して敢て怠ること勿れ

臺灣賊徒掃討に付能久親王に下し給へる勅語

明治二十八年九月一日

其部下諸團隧炎熱を冒し百難を排し能く僅少の日時を以て臺灣府及彰化縣の賊徒を掃討し臺灣の北部の戡定を完了す朕深く其忠勇を嘉賞す残暑甚し夫れ自愛せよ

能久親王  
北白川宮、  
時に近衛師  
團長

樺山一時に  
臺灣總督

臺南賊徒掃蕩に付樺山資紀に下し給へる勅語 明治二十八年十月二十八日

其部下南進軍百難を排し速に臺南の賊徒を掃蕩す朕之を嘉す卿宜しく其の後を善くし以て全島の平定を完くすべし

日本赤十字社に下し給へる勅語 明治二十八年十月二十九日

明治二十八年の戦役に於て軍衛衛生部の事業を助け能く其本分を盡す朕深く之を嘉す

能久親王殿下の薨去を弔し給へる詔書 明治二十八年十一月十日

卿宗室の親を以て夙に身を軍事に委ね勵精黽勉重職を經歷して威望倍す崇し矧んや師を督して遠征策機宜を制し勳績甚だ彰はる今や匪徒平定の際に方り溘焉長逝す曷ぞ悼惜に

能久親王  
北白川宮